

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

原 史 彦

はじめに

一 天正十八年における本作長義と山姥切国広

(一) 本作長義の銘文

(二) 山姥切国広の銘文

(三) 本作長義銘文作製の背景

補論一 「徳川家康筆 長尾顕長宛書状」の検証

補論二 本作長義の伝来に関する状況証拠

二 尾張徳川家における本作長義の伝来

(一) 尾張徳川家三代綱誠時代の蔵帳記載

(二) 江戸中期～明治初期の蔵帳記載

(三) 名物刀剣でたどる号記載の変遷

三 山姥切国広の伝来と由緒の創作

(一) 『新刀名作集』に記される由緒と山姥切国広の再発見

(二) 本作長義の公開と「山姥切」号付与の過程

おわりに

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

はじめに

近年、刀剣の人氣が特に高まっており、社会現象の一つと言っても過言ではない。その火付け役となったのはオンラインゲームの「刀剣乱舞」である。刀剣が擬人化（ユーザの間では「実装」と称する。）され、特定の刀剣が特に人氣を博することとなった。そして、順次、新たな刀剣が擬人化されるたびに、その個別刀剣が着目され、ブームが長引く過程で特定刀剣だけではなく、刀剣全般に興味を示す層も着実に増加しており、刀剣を愛好し刀剣の展示会に足を運ぶ人が増えたことは、刀剣を一定数所持する博物館にとって朗報であった。

徳川美術館が所蔵する尾張徳川家伝来刀剣もまた、この社会現象と無縁ではなく、「脇指銘 吉光 名物 鯰尾藤四郎」・重要文化財「脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗」・国宝「短刀 銘 吉光 名物 後藤藤四郎」・重要文化財「刀 無銘 一文字 名物 南泉 一文字」と、今回本稿で対象とする重要

文化財「刀銘 本作長義 天正十八年 庚子五月三日 二 九州日向住 国広銘 打長尾新五郎 平朝臣 顯長所持 天正十四年七月廿一日 小田原参府之時 従 屋形様被下置也」(以下、「本作長義」と略称する。挿図¹)の五振が擬人化されたことで、昨今とみに着目されるようになった。

このオンラインゲームが優れているのは、刀剣が擬人化されるにあたり、その刀剣の歴史的・美術的評価をきちんと反映していることである。ゲーム愛好家は、ゲームを進行させるにあたり、自ずと個別の刀剣情報を収集し、結果として個別の刀剣のみならず、刀剣に付随する知識全般を享受することができる。ゆえに、これまでにない社会現象を生み出したといえよう。

個別の刀剣それぞれの情報は、刀剣の研究史上で周知となっている情報を探り入れているため、細かな解釈は別にして、ほぼ全て研究史上の評価と一致している。徳川美術館所蔵刀剣も概ね既存の研究・評価に忠実と言えるが、現時点で最後に擬人化された本作長義のみ、尾張徳川家、あるいは徳川美術館が継承してきた由緒と異なっている。すなわちオンラインゲーム上では、本作長義を「山姥切長義」と称していることである。

結論から言えば、尾張徳川家・徳川美術館で、本作長義を「山姥切長義」と称したことは一度もない。このような号が冠されていなかった刀剣であるにも拘わらず、これまで作品評価に忠実であるはずのオンラインゲームで「山姥切」という号を冠している。これは、本作長義を写したとされる重要文化財「刀銘 九州日向住 國廣作 天正十八年 庚子 貳月 吉日 平頭長(号 山姥切)¹」(以下、「山姥切 國広」と略称する。)の号は、本来は本作長義に付けられていた号とする見解が、刀剣界で敷衍しているからである。本間順治(薫山氏と佐藤貫一(寒山)氏が監修した『日本刀大鑑 新刀篇²』における

沼田鎌次氏が執筆した山姥切 國広の解説では次のように記されている。

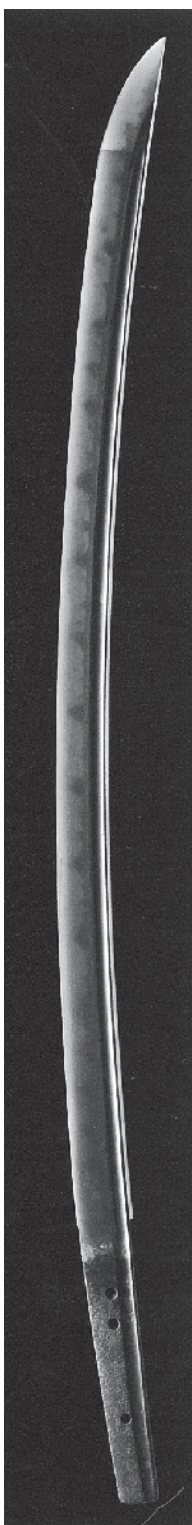
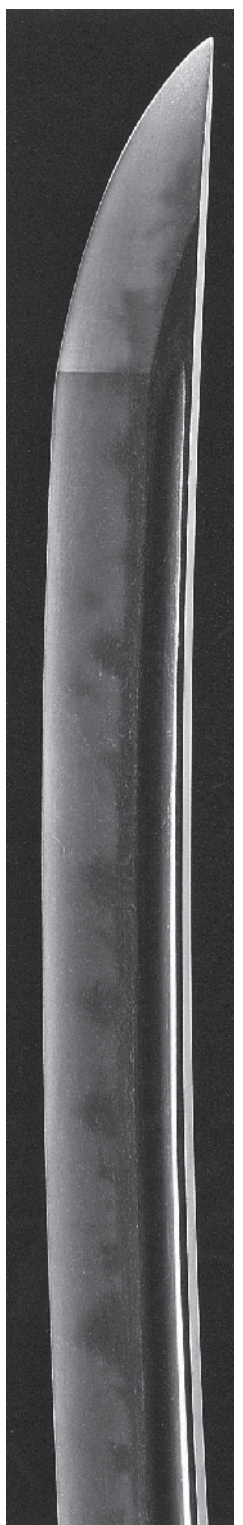
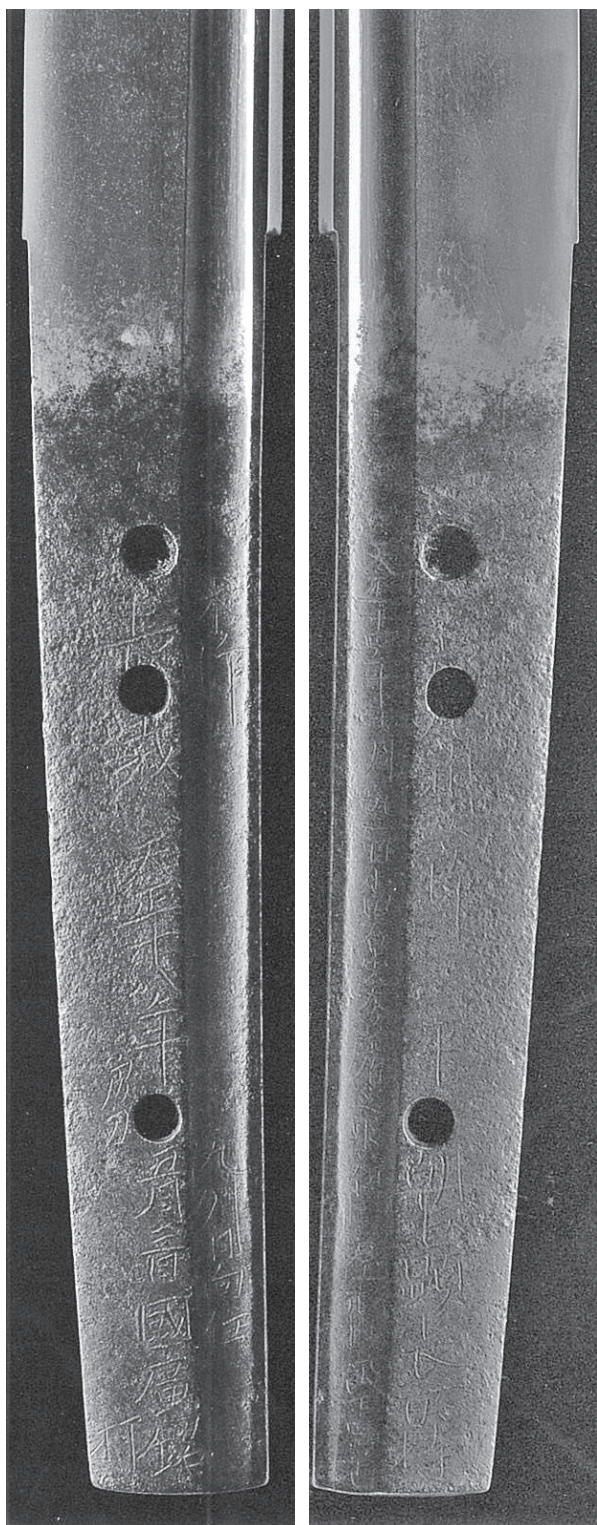
國広が関東地方を流浪中、下野国足利に於て長尾新五郎顯長のために鍛刀したものである。長尾氏はもと越後上杉家に属していたが、改良(顯長の養父)の代に至つて小田原北条氏に降つた。天正十四年七月、北条氏康が顯長に長義の太刀を贈つたが、その長義の刀の写しがこの山姥切である。

山姥切の号は、元來この長義の刀に付けられたもので、信州戸隠山中で山姥なる化物を退治したためといい、その写しであるから山姥切 國広と呼びならした^(マ)という。國広傑作中の傑作である。

この解説によれば、本作長義はもと小田原北条家が所持し、下野国足利領主・長尾顯長(一五五六―一六二二)へ贈られたが、長尾はこの刀の写しを刀工・國広に造らせた。それが現在、「山姥切 國広」と呼ばれている刀だが、「山姥切」の号は、元來、本作長義に付いていた号であるという。写した刀も「國広傑作中の傑作」に違いないが、本来は「本作長義」の刀が「信州戸隠山中」の山姥を退治したことで「山姥切」の号が付けられたのであり、國広の刀はあくまでも写しだから、号も写しであるという。

本間順治(薫山)・佐藤貫一(寒山)という刀剣研究の重鎮が編纂した、事実上の刀剣評価の定本とも言うべき『日本刀大鑑』において、このように評価された影響力は絶大であり、これまでほぼ定説として刀剣界に敷衍していた作品解説である。当然のことながら、オンラインゲームでもこの定説を踏襲した結果、本作長義が山姥切 國広の本歌であるばかりでなく、「山姥切」という号もまた本作長義が本歌であり、オンラインゲーム上で

挿図1 「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」



「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

擬人化された時に「山姥切長義」という名称が付けられたのである。

しかしながら、尾張徳川家伝来のいかなる記録にも本作長義を「山姥切」と称した事実は確認できない。徳川美術館は、尾張徳川家の道具管理目録である「蔵帳」を継承しており、伝来刀剣もまた複数の蔵帳からその由緒・来歴が確認できる。本稿ではまず、本作長義の伝来について蔵帳を基に編年的に紹介し、本作長義に「山姥切」の号が付与される余地がなかったことを説明する。その上で、大名家にとつての道具管理の実例について、名物刀剣の伝来経緯も一例に挙げて検証を行う。

そのため、本稿は刀工としての長義・国広や、その作品の評価を行うことは目的としていない。工芸的評価は先人・先学の成果に依ることとし、本稿の目的は、尾張徳川家が刀剣をどのように管理し継承してきたかの検証であり、同時に刀剣に限らず「モノ」にまつわる由緒の成立背景を探ることである。

今回検証の対象とした本作長義・山姥切国広は、共に足利領主・長尾顕長と刀工国広が天正十八年(一五九〇)という、まさに豊臣秀吉による小田原北条家攻めの最中に手にしていたことが銘文で判明する希有な例である。さらに「脇指 銘 日州住信濃守國廣作 天正十八年八月日 於野州足利學校打之」(公益財団法人足利市民文化財団蔵・以下「足利学校打国広」と略称する。)が存在することで、天正十八年時点における国広の動向が判明している。このことから、小田原合戦時での長尾顕長及び国広の動向についても、諸見解が出されてきた。本稿では、この三振の銘文を金石文として再検証した上で導き出される歴史背景についても私論を述べることにする。

なお、本稿は令和元年(二〇一九)五月三日及び、五月十一日に行った徳川美術館特別展「徳川將軍ゆかりの名刀」展関連講座において発表した内容

容のまとめだが、その後、諸氏により指摘された事項を修正・加筆している。また、筆者の講座を受けて、インターネット上で筆者の見解をまとめて発信された方もある。特に綴虚堂セツカ氏や、さよのすけ氏の著書は長義・国広に特化した上、特に本稿で対象とする刀剣周辺の情報・史料を詳細に分析されているため、長義・国広に関する研究史的整理は、両者の刊行物に依っていただければ幸いである。

一 天正十八年における本作長義と山姥切国広

(一) 本作長義の銘文

刀工・長義についての基本情報は、福永酔剣編『日本刀大百科事典』⁽⁵⁾によれば、次のようにまとめられる。長義は備前長船の刀工で、古くから「チョウギ」と音読しており、通称藤左衛門、長船光長の子とする。これを否定する見解はあるが、福永氏は作品の年記から光長の子とすることに矛盾はないとしている。ただし、生年を正応元年(一二八八)、歿年を応安二年(一三六九)とする説は、応安七年作の作品があるため、歿年については否定している。相州正宗の門人で、正宗十哲の一人に数えられているものの、建武二年(一三三五)に「業成つて」備前に帰るといふ説は信じがたいとする。後に伯耆や越後へ移住したという異説も紹介し、長義に二代あるとする説は古くから言われているという。長義の作風は、「身幅広く、重ね薄く、反りも浅い。切先伸びて豪壮な姿。地鉄は初め柎目肌をまじえたが、正宗入門後は板目肌になった。しかし、鍛えは備前風に軟らかい感じ。刃文は初め小模様で、上に行くに従い、大きな五の目乱れになり、耳形の乱れもまじる。渡しの舟」といって*、刃中、掃きかけ心がある。

鉈子は乱れ込んで突き上げ、返りは深い。銘は長銘に切り、書体も大きい。切れ味は抜群で、大業物に指定される*。*は「花実明徳聞書集 著者不詳 桃山期」、**は「古今鍛冶備考 山田吉睦 文化13」の註を別掲。とする。

本作長義については、徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄』③ 刀剣刀装具⁽⁶⁾で、以下のように解説する。

身長七一・二 反り二・四 中心長一六・七

伝来(後述する為、略す。)

鞘書「仁壺ノ七拾九 備前国長義御刀 磨上無銘長式尺三寸六分 延

宝三乙折紙 代金拾五枚」

作風「鑄造り、庵棟、大磨上げ、身幅広く反りが高い。表裏に棒樋をかき通し、樋先は上がる。大切先。鍛えは小板目に杢まじり。地沸えよくつく。刃文は大互の目乱れ、乱れの谷に小乱れ交じる。乱れ頭丸く、刃縁こまかに沸えて匂い足まじる。鉈子は表裏とはげしく乱れ込み尖り心に返る。中心大磨上げ、先一文字、棟平、目釘孔三。銘文は前記のとおり切付けてある。」

本作長義は六十二字にわたる長文の銘が一つの特徴だが、長義自身による銘は磨上げられて遺されておらず、国広によって天正十八年五月三日に刻まれた追銘であり、現在茎に見られる銘は、刀銘として表に「本作長義天正十八年 庚子五月三日 九州日向住 国広銘打」の二十五字、裏に「長尾新五郎 平朝臣 顕長所持 天正十四年七月廿一日 小田原参府之時 従 屋形様被下置也」の三十七字が刻まれている。「この長義の刀は、天正十八年(二五九〇)五月三日に九州日向出身の国広が銘を入れた。この刀は長尾新

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

五郎顕長が所持している刀である。天正十四年七月二十一日に長尾が小田原へ参府した際、屋形様より拝領した刀である。」と、刀剣の銘としては異例の長さで、かつ説明的な銘であるため、少なくとも天正末年時における刀剣の明確な由緒が判明する。

銘の「屋形様」とは、小田原北条家五代氏直(一五六二―九二)のことであり、下野国足利の国衆である長尾顕長が、北条家に臣従して小田原へ出頭した際に、氏直から拝領した刀であることが明記されている。北条氏と長尾氏の関係は、黒田基樹氏の一連の研究や『館林市史』⁽⁷⁾に詳しく、これらの要約は既に綴虚堂セツカ氏とさよのすけ氏による前掲書でなされている。

以上の研究を基に概略を示すと次のような関係が明らかとなる。すなわち長尾顕長は、下野国足利の国人領主で、山内上杉家の家宰を務めた鎌倉長尾家の系譜に連なる。長尾顕長は同じ関東の国人領主・横瀬(由良)成繁の子で、長尾当長(正長の養子となつて家督を継ぎ、関東における上杉謙信と小田原北条家との勢力侵攻状況に応じて帰属を替えながら、天正六年(一五七八)に謙信が死去して関東における上杉家の影響が減退した後は、常陸佐竹家と小田原北条家とで帰属を交錯させることになる。

天正十年、織田信長によって甲斐武田家が滅ぼされた後、長尾顕長は旧武田領の上野国に入った信長麾下の滝川一益に臣従する。しかし、同年に起こった本能寺の変後に、小田原北条家により一益が上野国より駆逐された後、小田原北条家の勢力伸張に対抗するため佐竹義重・宇都宮国綱などが連携したことで、長尾顕長は実家の由良家とともに反小田原北条家勢力となつて、翌天正十一年より小田原北条家に対し敵対行動を取るこゝとなつた。

佐竹・宇都宮・由良・長尾家等と小田原北条家との対立は、天正

十二年に勃発した小牧・長久手合戦における羽柴秀吉・徳川家康との対立とも連動し、羽柴秀吉は佐竹・宇都宮・由良・長尾家等と、徳川家康は小田原北条家と連携したが、小牧・長久手合戦終結前の八月末に講和が成立した。しかし、小田原北条家は講和後も個別の国人領主への攻撃を停止せず、そのため由良家は新田領、長尾家は館林領を失い、長尾顕長は同年末もしくは翌十三年初頭には小田原北条家に降伏・臣従を余儀なくされた。

本作長義は、まさにこの降伏・臣従をより確実に保証するために顕長自身が小田原城に赴き、当主の北条氏直に対面した際に、氏直から下賜された刀である。銘文によりその日付は、天正十四年七月二十一日と判明する。戦国期の服属儀礼は、当主自ら服属する者の元へ赴かない限り、保証されない。長尾顕長の小田原参府は長尾家の完全従属を世間に周知する行動であり、それゆえに北条家もそれ相応の待遇で迎える必要があった。本作長義の授受は、小田原北条家と長尾家の関係を象徴する行為で、それが銘文によって裏付けられる極めて希有な事例である。

ただし、長尾顕長は由良家とともに再び天正十六年に小田原北条家と敵対するが、翌十七年にはまた制圧され、居城・足利城は破却された。しかし、豊臣秀吉による侵攻が喫緊の状況となりつつある情勢だったためか、再度、小田原北条家への臣従が認められ、天正十八年の小田原合戦は、小田原北条方として豊臣秀吉と戦うことになる。

小田原北条家による軍事動員は天正十八年正月六日に出された。ここで問題となるのが、長尾顕長が小田原城へ参集したという前提に立った場合、長尾顕長は小田原へ本作長義を持参したか否かである。それを明らかにする史料が無いため不明と言わざるを得ないが、主従関係を結ぶ際に下賜される刀剣は、家の立場を象徴する威信財として扱われることから、本

来ならば実戦で使用することがない刀剣である。そのため筆者は、小田原へ持参していないと考えており、それ以前に長尾顕長自身、小田原に籠城していないと推測している。このことについては後述する。

（二）山姥切国広の銘文

山姥切国広は、銘文の「九州日向住國廣作 天正十八年庚子貳月吉日平顕長」より、まさに小田原合戦の最中である天正十八年二月に国広自身が鍛刀した刀で、長尾顕長のために鍛刀した刀であることが明らかである。それと同時に、その姿がまさに本作長義そっくりのため、本歌・写しの関連性ははっきりし、その経緯までもが判明する希有な事例である。

国広に関しては、すでに明治・大正期より斯界の方々により研究書が出されており、昭和二十九年（一九五四）に刊行された『國廣大鑑』⁽⁹⁾や、昭和三十七年（一九六二）に刊行された佐藤貫一（寒山）氏の編になる『堀川國廣とその弟子』⁽¹⁰⁾が一つの到達点である。近年では平成二十六年（二〇一四）に古河歴史博物館で開催された『堀川國廣とその一門』展とその図録は、国広の再検討を行った企画として注目される。国広の研究史については、綴虚堂セツカ氏が前掲書において詳細にまとめているので、それを参照されたい。

刀工・国広の基本情報を前掲の福永酔剣編『日本刀大百科事典』⁽¹¹⁾でおえば、次のようにまとめられる。国広は日向国古屋の出身で、父は伊賀守実昌・実忠・国昌の三説があるが、福永氏は国昌説が正しいとする。通称・覚右衛門、または安兵衛、山伏としての名は旅泊庵、受領名は信濃掾あるいは信濃守。前半生は父の助手として鍛錬及び修験道の修行をしていたとする。領主の伊東義祐が島津家に敗北して逃走した後、国広は義祐の外孫で

ある伊東祐益（マンショ）のお守り役として豊後国臼杵へ遁れ、祐益が遣欧使節となって日本を離れてからは山伏として身を潜めた後、上洛して埋忠明寿と交わったという。また在京中に殺人を犯し、下野国の足利学校に逃れ、足利領主・長尾家の下では足輕大将を務めたとも記す。小田原落城後は上京し、埋忠明寿の門下になったとする。また福永氏は、石田三成に召し抱えられて朝鮮の役では渡海した、三成の命で都城島津領の検地に従事した、旧主・伊東家の復活に伴い帰参したといった根拠不明の諸説も紹介する。上京後は京都一条堀川に定住して慶長十九年（一六一四）四月十八日に八十四歳で歿し、法名を「明海祖白居士」としたというのが福永氏の紹介である。

しかし、国広を語るならば、古河歴史博物館の前掲展覧会図録に寄稿された岩田隆氏の論考「年紀作から見た堀川國廣の考察」⁽¹²⁾の冒頭で述べられているように、「彼の経歴は、その多くが不明で、伝説的であり、信憑性に乏しく、明確なものが少ない。」との一文に尽きよう。他の刀工の来歴もまた同様である。

なお、刀工としての国広再評価の見解は同論考を参照していただきたいが、国広の出自を武家ではなく、文化人ではなからうかとする見解は注目値する。岩田氏は国広在世中の足利学校庠主（校長）に注目し、七代玉崗瑞璵は大隅国出身、八代古月宗銀は日向国出身、九代閑室元佑は肥前国出身と、いずれも国広と同じ九州の出身であることに着目し、もともと国広と何らかの交流があったのではないかと推測する。あくまで、国広が九州事情や当時の明との貿易に精通していたのではないかという仮定の上での論であり、伊東家に武人ではなく文人として召し抱えられていたとの推測もまた飛躍した論ではあるものの、こういった知識の享受を求めている足利学

校が刀工としてではなく、文化人として招聘したという見解は画期的である。

確かにいずれも推測の域は出ないものの、筆者としてもこの説を支持したい理由の一つには銘文の異様さである。本作長義の銘文はもとより、国広の銘には「太刀 銘 日州古屋之住國廣山伏貶（時）作之 天正十二年二月彼岸 太刀主日向國住飯田新七良藤原祐安」（個人蔵）や、「刀 銘 于時慶長十二丁未十一月日信濃守國廣造 北野天満天神豊臣秀頼公御造營之時」（京都・北野天満宮蔵）などが知られる。これらの銘文は、極めて説明的で一種の記録性を感じさせられると共に、文筆に携わる職種の性癖を思わせる。

また、岩田氏が既に指摘していることだが、長尾顕長の注文に応えるために足利にやってきたというのも現実味に欠けている。仮に従来から唱えられているように国広が武人であり、長尾と共に小田原城に籠城したのならば、長尾顕長自身が足利を追われるまさに戦後の混乱期に、足利学校打国広の銘文で証明されるように、小田原北条家が降伏・開城した天正十八年七月五日以降に、足利に滞在して鍛刀したとは考えられない。しかし、国広を長尾家の客将としてではなく、足利学校による招聘者とするならば、小田原開城後の八月に国広が足利に滞在していたとしても違和感はない。むしろ、豊臣勢が蹂躪し関東一円の治安が悪化していた状況においては、足利に足止めされていたと考える方が自然である。

（三） 本作長義銘文作製の背景

次に課題となるのが、国広はどこで本作長義に銘を入れたかである。本作長義の銘文から、銘入れをした時期は天正十八年（一五九〇）五月三日であることは明らかである。豊臣勢による小田原城包囲は同年四月中に完了

していたと考えられるため、長尾顕長が小田原城内に籠城し、そこに本作長義を持ち込んでいたならば小田原城内で銘入れをしたことになる。そうすると、国広もまた小田原城内にいたことになる。

山姥切国広は、銘文によれば「天正十八年庚子貳月吉日」に作刀されており、小田原北条家の軍事動員による小田原城招集が同年正月中に完了していたとの前提に立てば、国広は長尾顕長と共に遅くとも二月になるまでには小田原城に入り、山姥切国広を二月中に作刀し、五月三日に本作長義に銘を入れたという流れになる。

本作長義と山姥切国広が小田原合戦の中で関連付けられるのは、山姥切国広が本作長義の写しであることが前提となっている。当たり前だが、国広自身は両方の刀を見ており、しかも所有者も同じ長尾顕長である。そして刀剣研究家の見解も、本間薫山氏が『堀川國廣とその弟子』¹³⁾の山姥切国広の解説で述べられた「それとこれとを比較すれば一見してこれはそれをねらった作であることが直感される。しかも単なる模倣ではなく、地刃の働くと、すずどさは長義をさらに強調し、放胆の味さえ加わって長義の作中にあると出色のものと云い得よう。」の一文に尽きる。

ただし、完全な写しではない。まず法量が微妙に異なっている。尺貫法で比較可能な寸法で比較すると、本作長義は長さ二尺三寸五分ないし六分、反り八分、元幅一寸一分、莖長五寸五分であるのに対し、山姥切国広は長さ二尺三寸三分弱、反り九分三厘、元幅一寸一分、先幅九分八厘、莖長六寸四分である。寸分違わず写すことは難しいため、この違いは仕方ないとしても、莖の形状は一見して異なっている。本作長義が現状では目釘孔三に対し、山姥切国広が一、本作長義の莖先が直線に近い形状に対し、山姥切国広は丸味を帯びた栗尻になっている。刃文にも差異が見られるが、斯

界の重鎮が指摘するように、国広は長義に倣う刀を作ったというのは確かである。国広自身が本作長義の写しを作刀したと記しているわけではないが、これほどまでの相似形は偶発では作り得ない。山姥切国広を作刀するにあたり、本作長義が国広の身近になければならないことは自明である。

先述したように筆者は、国広を文化人として足利学校が招聘したという説を支持しており、国広は小田原城に籠城していないという立場を取る。また、長尾顕長は、本作長義を小田原に持参していないと考えているため、小田原籠城戦の最中だったとしても、国広が二つの刀剣に触れる機会はないとあり得たと考える。

問題なのは五月三日時点で、長尾顕長が小田原にいたにも拘わらず、なぜ長尾顕長が所持する刀剣に国広の銘入れ出来たかである。推測の範囲で考えられることは次の二点である。一つは、銘入れの指示は長尾顕長以外の足利在任の誰かが行ったということ、もう一つは、長尾顕長は小田原に籠城していないことである。

当主が小田原城へ籠城したとしても、領知を空にするわけではなく、必ず一族の誰かを当主名代に立てて、当主級の権限で領内支配が委ねられるのが常であり、場合によっては状況に応じて当主とは異なった判断を行うこともある。戦時においては現場の状況判断が優先されるのが武家のならいであり、豊臣勢が迫る中、名代となった者が銘入れを指示したとも考えられなくもないが、あまり現実的な解釈ではない。

可能性が高いのは、長尾顕長が小田原城に籠城していなかったという見解である。長尾が小田原城に籠城したとするのは、江戸時代に描かれた「小田原陣図」¹⁵⁾（島原市立図書館松平文庫蔵）に「長尾但馬」が小田原城東方の井細田口から洪取口に布陣していたと記されていることによる。「但馬」

は頭長の官途名である。基にした図面があったか否かの判断が出来ないため、その史料性を判断することは難しいが、あくまでも後世の写しであることを踏まえておく必要がある。同時代史料である「小田原城仕寄陣取図」⁽¹⁶⁾〔山口県文書館毛利家文庫蔵〕には、兄の由良国繁と思われる「上総国由良信濃守」の名は惣構北東方面に確認できるが、長尾頭長の名は記されていない。

黒田基樹氏が検証されたように⁽¹⁷⁾、敵対する佐竹方への前線に位置した領主は、本拠在城となっている例があることから、佐竹領に近い足利もまた当主在城の対象とされたことも一つの可能性として考えられる。または、長尾家は由良家から養子を入れた時点で、由良家一門衆の扱いになっていたとするならば、惣領の由良国繁が一門を代表として小田原城に籠城し、長尾頭長自身は由良家の名代として足利の守衛を行ったという考えは指摘できる。

あくまで傍証だが、長尾家の菩提寺・長林寺に伝わった「長林寺長尾系図」⁽¹⁸⁾の頭長の項の末尾に「天正十八年庚寅八月常州牛久江移ル」の記事が注目される。長尾は小田原陣後に改易されて浪人となったとされているが、この出典がはつきりしていない。この系図にある「牛久」とは、兄の由良国繁が、生母（赤井刑部少輔幸家娘）の取りなしによって秀吉から事実上領有を認められた常陸国牛久五千四百石余の領知とみて間違いないだろう。由良家は後に徳川家康によって七千石まで加増された後、由良国繁の跡を継いだ貞繁が死去した元和七年（一六二二）に無嗣断絶となるが、名門ゆえに由良貞繁弟の貞長に千石が与えられて家名存続が認められ、奥高家として幕末まで命脈を保つ。つまり、小田原城に籠城したものの、豊臣政権下では存続が認められているのである。

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

長尾頭長が牛久へ移るとするのは、豊臣政権下で新たな小名として存続した由良家と行動を共にしたと見るべきであろう。由良国繁は許され長尾頭長は改易されたという考え方も出来るが、徳川家康から長尾頭長に発給された次の書状⁽²⁰⁾があるため、少なくとも家康によってその存在は認められていたことは確かである。

就当城相移来
翰殊太刀一腰
馬一疋并白鳥
到来令祝着
猶本多佐渡守
可申候 謹言

八月廿八日家康（花押）

長尾新五郎殿

この書状は、徳川家康が江戸城に移った事の祝いとして、長尾頭長より太刀・馬・白鳥を贈られた事に対する返礼状だが、家康が返礼を出していることに意味がある。一介の浪人に対して徳川家康の名で礼状が出されることはない。独立した領主に対する対応である。由良国繁の牛久領有は認められているわけで、この時期に徳川家康は旧来の関東の国衆に対してその待遇安堵を認める書状を認めており、右の書状はその一連の流れに位置づく書状と考えられる。長尾頭長自身は独立領主として安堵された形跡が

ないことから、この書状は長尾顕長が由良家との取り次ぎとして頂戴した可能性も考えられる。このことから、小田原合戦時、長尾顕長は既に由良家の名代扱いではなかったかと推論する。また、いずれにしたところで、長尾顕長は小田原戦後に浪人したとする見解は見直しが必要である。なお、この書状にある「太刀一腰」を山姥切国広とする見解があるが、この見解は否定する。このことについては章末の「補論一」で述べる。

本作長義の銘入れの謎は、長尾顕長自身が小田原城に籠城していたことを前提にしていることにある。しかしながら、前述のように長尾顕長が小田原城に籠城したという確実な記録は無い。確実なことは、天正十八年五月三日に長尾顕長所持の北条氏直からの拝領刀・本作長義に国広が銘を入れたことと、それより三ヶ月ほど前の二月に、この本作長義にそっくりな山姥切国広を作刀したこと、小田原落城後の八月に国広が足利学校にいたことだけである。

さよのすけ氏は、当時の刀工は、冬至から夏至の間に打った刀に「二月」、夏至から冬至の間に打った刀に「八月」と刻む習慣があったという福永酔剣氏の興味深い説を紹介している。同氏は、実際に国広作の刀剣五十七振の銘を検討し、二月銘が十八振、八月銘が二十三振と突出した数値を示していることを紹介しているため、国広もまたこの習慣にならった可能性が高く、そうだとすると山姥切国広は天正十八年正月から旧暦で夏至がある五月まで作刀期間が広がるという指摘は傾聴に値する。そうなると、長尾顕長が小田原城へ赴く直前に足利で本作長義を前にして山姥切国広を作刀することは可能となる。

今回の事例は、文献史料では判らない国広という特定人物の行動が、刀剣銘という金石文によって辿れる希有な事例であり、国広の行動の証明で

もあると筆者は考える。不確実な推測による仮説の提示より、確実な文字史料の整合性を取ることを優先するならば、対象とした三振の刀剣銘が成立する背景は、国広が長尾顕長のために山姥切国広を天正十八年二月ないしはそれまでに作刀し、同年五月におそらく長尾顕長自身の指示により、本作長義に銘入れをし、国広自身は小田原開城後となる同年八月にも足利学校に滞在していたことである。そして、これらの行動は、国広は文人として足利学校に招聘されていたことと、長尾顕長自身が足利にいるという前提でなければ成立しない。史料性を尊重すれば、この結論しか導き出せないのである。

なお、小田原開城直後の刀の行方も確実な史料では分らず、本作長義に関しては、天正十八年から尾張徳川家三代綱誠によって購入される延宝九年（二六八一）までのおよそ九十年間、誰が所持していたかも全く分らないため、尾張徳川家以前の遍歴を辿ることは現時点では不可能であることも付記しておく。ただし、状況証拠だけで憶測した場合、土井利勝を祖とする土井家が元の所有者とする考えも浮上するが、説を一人歩きさせてはならない。このことについても章末「補論二」で述べる。

補論一 「徳川家康筆 長尾顕長宛書状」の検証

前項で提示した小田原合戦後に徳川家康が長尾顕長に与えた書状について見解を述べる。この書状が群馬県足利市・長林寺で公開された平成三十年（二〇一八）時に、この書状に記された「太刀一腰」が、山姥切国広ではないかという五月十九日付産経新聞のような論調が見られたが、これは武家故実の点からいえばあり得ない。

この書状は、徳川家康が関東へ移封された直後の天正十八年（一五九〇）

八月二十一日に、その移封を祝して長尾顕長から太刀・馬・白鳥が贈られたことに對する家康からの礼状である。徳川家康が新しい領国の支配を進める中で、旧来の国衆に對して、その去就を諮っていた時期の書状であり、長尾顕長へ家康名で書状を遣わすことは、長尾顕長を一介の浪人としてではなく、それなりの立場ある者と認めた上での行為である。所領が事実上安堵された由良国繁と同等の対応か、あるいは由良家の名代としての対応だった可能性があることは先述した。そのことを前提とするならば、長尾から家康に太刀を献上することは、単なる物品の贈与ではなく、支配する側に對する贈答儀礼の規範に基づいた行為でなければならない。

室町將軍家時代の規式書である『大内問答』⁽²¹⁾に太刀献上の記述がある。同書は長門国山口を本拠とした守護大名・大内義興(一四七七―一五二八)が、永正五年(一五〇八)に十代將軍だった足利義尹(義植)を奉じて入京し將軍職に復職させた際に、武家故実に通じた伊勢貞陸(一四六三―一五二二)に諮問して回答された五十五箇条にわたる武家殿上の作法・故実を翌永正六年に一書にまとめた武家故実書である。⁽²²⁾豊臣政権・徳川政権も、武家典礼に關する事項は、室町將軍家の規式を踏襲しており、特に中央政権としての武家故実は、時代によって簡略化・応用化される傾向はあるものの、十六世紀末の段階ではまだ前政権の規範は踏襲されていたはずである。

同書の記載は大内家からの質問に對して伊勢貞陸が回答する形式となっており、刀劍献上に關する事項にも触れられている。その中で献上に相応しくない刀としての項目があり、「一 太刀かたな銘によりて引出物に成申さず候哉。同中心きりたる刀又無銘の太刀かたないかの事。」とする大内家からの質問に對して「銘によりて。御物ニハ不_レ及_三其沙汰_一候か。無銘の事。式々の進物には不_レ成候。常には不_レ苦候。其時ハ目錄ニも持

と付候。又中心切たるも同然。式々の引出物には不_レ可_レ然候。」と伊勢貞陸は回答している。

つまり、式正の贈答儀礼の際、無銘や磨上げの刀劍は献上物に相応しくないと断言している。常の献上では「不_レ苦候。」とするものの、長尾から家康への刀劍献上は、新たな領主に對する上下関係の確認の意味を持つ特別な贈呈であると考えられるため、恒例献上の範疇では無いはずである。その意味で、磨上げであり無銘の本作長義は贈答刀には相応しくない。では、生ぶで有銘の山姥切国広が相応しいかといえ、これもまた否というべきであろう。何より「平顕長」と所持者を明記しており、次の所持者に對する配慮を欠いている刀劍だからである。所持者特有の情報を追銘として刻んだ本作長義はもとより対象外であり、基本的には刀工銘のみの刀劍が贈答に相応しい。

偶然遺された史料と作品のみで、我田引水的な結論を導くことは慎むべきである。後述するが、山姥切国広の伝来は、北条家遺臣の石原甚五左衛門から、井伊家家臣の渥美平八郎へ譲られたという伝承しか残らず、その由緒に一定の信憑性が認められる限り、伝承の域は出ないものの、現時点ではここに徳川家康が介入する余地は無い。

補論二 本作長義の伝来に關する状況証拠

先述したように、長尾顕長が小田原合戦後に行動を共にしたとされる由良家は、長尾顕長の兄・由良国繁が秀吉より采地として常陸国牛久五千四百石を安堵された後、関ヶ原合戦前後に徳川家康に臣従し、合戦後に千六百石余を加増されている。由良国繁の嫡男・貞繁は、小田原合戦直後に父・国繁とは別に家康から直接三千石を賜って徳川家の直臣となり、

関ヶ原合戦後に二千石加増になった後、父の家督を継ぐ際、これまでの五千石は収公されて父の七千石余を継承している。いずれにせよ、由良家は徳川家の直臣になっていくわけだが、大坂の陣の際には土井利勝の麾下として合戦に臨んでいる。

「長林寺長尾系図 一卷」によれば、長尾顕長の嫡男・宣景は土井利勝に仕えて千二百石を拝領したと記されている。宣景の内室は由良国繁の娘となっており、長尾家は由良家と二重の血縁関係を結ぶことで、ほぼ由良家の一門扱いになっていた可能性は高い。由良家が土井利勝の麾下に属するならば、長尾家も同様だったはずで、由良家を介した土井家との繋がりが生じたと思われる。長尾宣景がいつ土井家に仕えたかは判らないが、一つの可能性としては由良貞繁が無嗣断絶となった元和七年(一五二一)以降の可能性はある。この時、由良家は名門ゆえに由良貞繁の弟・貞長に家名継承は許されたものの、領知は千石まで削られてしまった。長尾家が由良家と附庸関係にあったならば、この時点で由良家と袂を分かつことはありえる。その時期はともかく、長尾宣景が土井利勝に仕えたことは系図上明らかであるため、土井家に本作長義を献上する機会があった可能性はある。

その土井家は利勝の孫・三代利重が延宝元年(一六七三)に二十七歳で歿した後、嫡子・利久が四代を継ぐが同三年に十歳で夭逝した事により、土井家もまた無嗣断絶となってしまう。しかし、土井利勝の功績により三代利重の弟で常陸国内に一万石を領していた利益に家名存続が認められ、同三年に古河を中心に七万石が給付されたものの、四代利久の代で十四五万五千石だった領知は半減することになり、さらに尾張徳川家が本作長義を購入した年である同九年二月二十五日には志摩国鳥羽へ転封となる⁽²³⁾。この一連の措置により、土井家の財政は相当逼迫したと思われる。本作長義に

折紙が付けられたのは同五年であり、同九年六月に売却されたという時間軸でみるならば、土井家変転の流れと重なり、土井家が本阿弥家を通じて本作長義の売却先を探ったという考えも出来なくはない。これが、土井家伝来説を産み出す状況証拠である。

このように状況証拠を重ねることで、あたかも土井家伝来は可能性の一つと錯覚しがちだが、ここに史料の根拠は存在しないことは言うまでもない。文献史料が存在しない限り、推論で補強するのも歴史研究の手法の一つだが、どこまで科学性が担保されるかが必須であり、遺された史料で幾重にも周辺の裏付けを取る必要がある。そして、憶測を推論に昇華させる努力は必要であろう。また、決して現代的解釈を介入させるべきではない。刀剣であろうと別の美術工芸品であろうと、そこに歴史的評価を加えるならば、この厳密性を担保して検討を行うべきと考える。

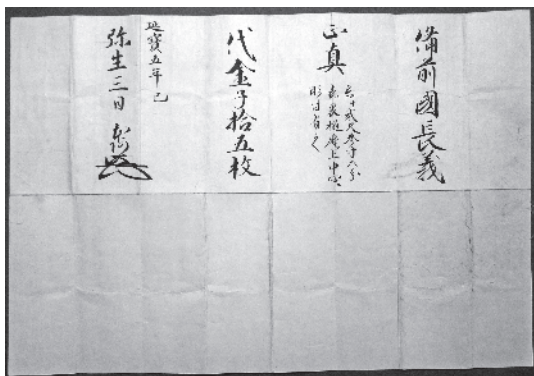
二 尾張徳川家における本作長義の伝来

(一) 尾張徳川家三代綱誠時代の蔵帳記載

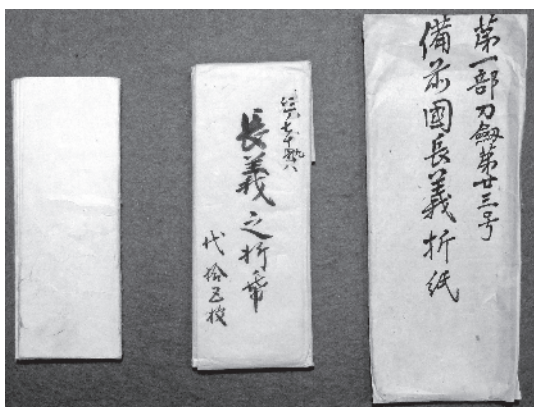
本作長義の尾張徳川家における最古の文献記録は刀剣に附属する折紙である。本阿弥家十二代光常による延宝五年(一六七七)弥生(三月)三日付の折紙(挿図2・3)で、「備前國長義 正真 長サ貳尺參寸六分 表裏樋磨上中心ニ彫付有之 代金子拾五枚 延寶五年巳 弥生三日 本阿(花押)」と記されており、延宝五年時点で大判十五枚の代付けがなされている。この日付は尾張徳川家が購入する以前の日付であるため、本阿弥家に代付を依頼したのは元の持ち主ということになる。残念ながら、それが誰かは判らない。

折紙は刀剣価値の証明書であるため、その刀剣を売買・贈与する際など

挿図2 本阿弥光常折紙



挿図3 本阿弥光常折紙・包紙



に、折紙の発行を求めることが多い。前の持ち主は、まず本作長義の金銭的価値を明らかにする必要があるだろう。その後の経過を見るならば、その代付金額で譲渡することを目論んだと考えられる。本阿弥家自身が所持していた可能性もあるが、尾張徳川家への売買を本阿弥家九代光徳の次男・光益の次男である光務の仲介により、金換算で百五十両一分という当時としても大金で購入している限り、本阿弥家以外が所持していたと考えられる。

ただ、尾張徳川家の記録では本阿弥光務以外の名は出てこない。本阿弥家の仲介は身元を伏せる必要があったためであろう。また、百五十両一分という大金を出せる家は、当時としても限られた家であるため、尾張徳川家と並ぶ名家が売却候補となったはずであり、間に本阿弥家を咬ませるこ

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

とは必然だったはずである。前の所有者にとって金銭的困窮といった不名誉な事態により売却を余儀なくされたとしたら、家の名譽のために名を明かすことは無い。尾張徳川家にもその名は伝えられなかったはずである。

なお、代付において必要なのは、その刀の客観的な価値である。刀剣自体が優れていることは当然のことだが、それ以上の付加価値を求めて代付金額を上げる必要があるため、その刀に号があるならば、現在という評価額は向上する。もし、前の持ち主が金銭を欲しているならば、付加価値は必須の情報である。本作長義に山姥切の号が付いていたならば、折紙に反映されるべきであるのに、その記載が無いということは、少なくとも尾張徳川家に売却される時に、本作長義には山姥切の号は無かったと言わざるを得ない。以下、尾張徳川家の記録を元にこのことを説明する。

尾張徳川家の什宝管理台帳である蔵帳で、本作長義の名が記される最古の蔵帳は、「泰心院様御部屋住當御代 御腰物元下帳」(以下、「蔵帳1」と略称する。挿図4)である。泰心院様、すなわち尾張徳川家三代綱誠が「御部屋住」だった時代の刀剣管理台帳である。綱誠が家督を継ぐのは元禄六年(二六九三)であるため、それ以前の綱誠所持刀剣が記載されている。

磨上

一 長義御腰物 「御判被下」 代拾五枚 折紙 拵なし 同九年酉六月 相調

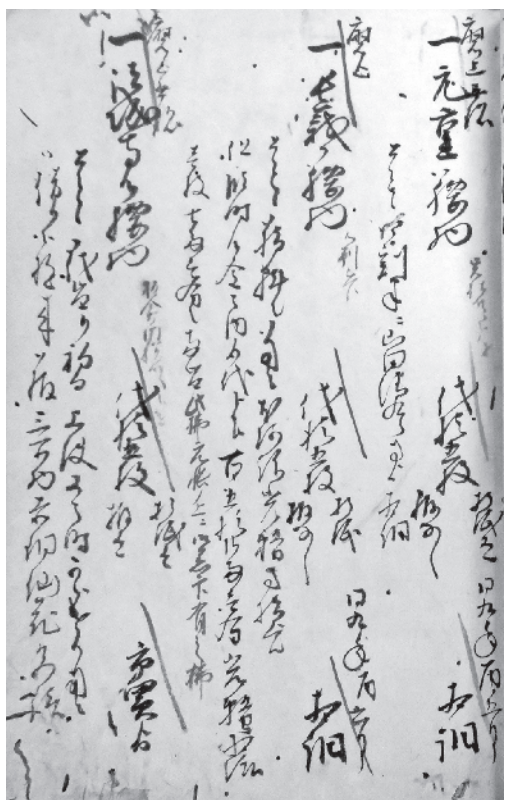
是者御指料之御用ニ本阿弥光務方指上ル

但臨時御金之内より代被申候 百五拾貳両壹分 光務ニ相渡

壹枚七両壹分之二両替 「此拂元帳ノ上ニ御黒印有之拂」

ここに先述した情報が記されている。すなわち綱誠の「御指料之御用」とするため、延宝九年（一六八一）六月に本阿弥光務より「臨時御金之内」から百五十二両一分で購入したとある。「臨時御金」がどのような勘定項目なのかは分からないが、現代的に言えば通常予算ではなく、補正予算ないし臨時予算からの捻出ということだろうか。ゆえに、本作長義の購入は当初より予定されていた購入ではなく、何らかの緊急対応だったとも考えられる。それが先述したように前の所有者の都合、すなわち金銭を欲する状況という事態に、綱誠が道義的に対応したとも考えられなくもない。状況証拠ではあるが、「臨時御金」で自分の佩刀にする名目で購入したにも拘わらず、後の蔵帳で綱誠が佩刀した形跡が見当たらないことも、その説を補強する。

挿図4 「泰心院様御部屋住當御代 御腰物元下帳」 本作長義部分



それは、次に古い蔵帳の記録からも裏付けられる。本作長義が次に記されるのは「中将様御道具 御腰物御脇指帳 元帳」⁽²⁵⁾（以下、「蔵帳2」と略称する。挿図5）である。「中将様」とは家督を継いで従三位中将に叙任された三代綱誠のことを指し、本帳は綱誠家督後も含めて所持した刀剣の管理台帳にあたる。ここにも本作長義が次のように掲載されている。

磨上

一 長義御腰物

代拾五枚
折紙有
拵なし

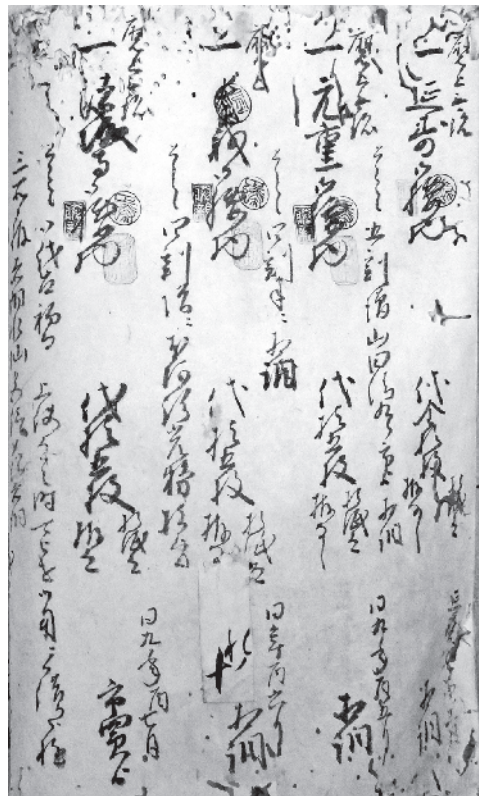
相調
「礼ノ十」
(貼紙)

是者四割増二本阿弥光務指上ル

蔵帳1よりは簡便な記載ながら、いくつかの興味深い記述がある。一つは「拵なし」という記述である。蔵帳1の時点でも「拵なし」となっており、綱誠は白鞘状態で本作長義を購入したことが判明するが、「臨時御金」という一種の緊急対応的な予算支出をして「御指料之御用」とするために購入したにも拘わらず、当主になっても拵を製作していない。ゆえに、綱誠にとって必要だったのは、本作長義を購入するという名目でその代金を誰かに渡すことだったと考えざるを得ず、綱誠自身は佩刀しなかったと考えた方がよい。

なお、本作長義には金無垢二重鍔(挿図6)が附属している。尾張徳川家の白鞘は拵の柄と鍔を一体化して彫り出す木鍔(挿図7)という特殊な造りをしており、白鞘状態のままならば金属の鍔は不要である。金属の鍔を、本来あつた拵の鍔と考える向きもあるが、明治初年に至る一連の蔵帳で、一貫して拵の記載が無いため、一度も拵は作られなかったと考えられる。附属する金属の鍔は、購入した時点で白鞘に附属していた鍔であろう。

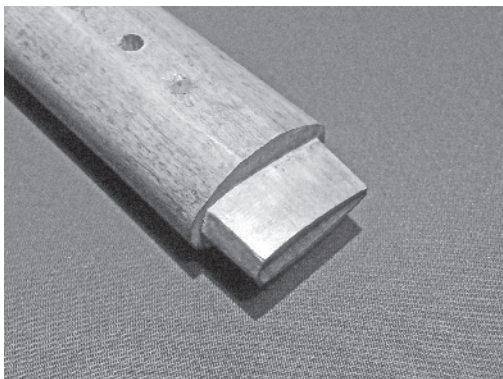
挿図5 「中将様御道具 御腰物御脇指帳 元帳」 本作長義部分



挿図6 本作長義附属「金無垢二重鍔」



挿図7 本作長義附属「白鞘木鍔」

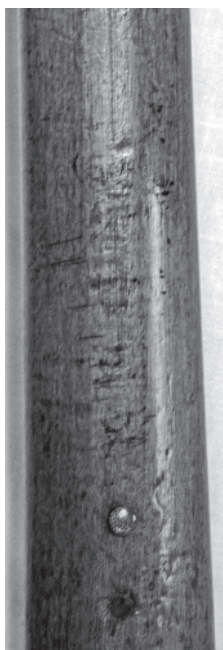


「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

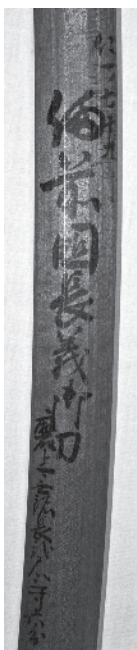
尾張徳川家の白鞘形態は統一されており、蔵帳に鐺のことが記載される

延享二年（一七四五）成立の「御腰物元帳」が製作される以前までに、尾張徳川家仕様の白鞘（挿図8）に作り直されたと思われる。ただし、現在の白鞘が、江戸時代中期の鞘であるか否かは判らない。現在の白鞘には墨書による鞘書として、柄の部分に「第壹部 第二十三號」（挿図9）、鞘中央に「仁一ノ七十九 備前國長義御刀 磨上無銘長式尺参寸六分」（挿図10）、鞘の物打ち付近に「延宝五巳年 折紙 代金拾五枚」（挿図11）と記されている。ここに記された「仁一ノ七十九」という番号は、江戸時代後期から明治五

挿図9 本作長義附属白鞘柄部墨書



挿図10 本作長義附属白鞘中央部墨書



挿図11 本作長義附属白鞘物打ち部墨書



年（一八七二）までに附された新たな整理番号で、柄の「第壹部 第二十三號」も近代の整理番号である。元の墨書を抹消した痕跡は無いため、新たな番号を附した際に作られた白鞘とも思えるが、番号部分は後筆のようにも見えるため、白鞘製作時期に関しては検討を要する。

なお、蔵帳1と蔵帳2には、他の蔵帳には無い独特の表記が見られる。蔵帳1では「壹枚七両壹分之二両替」、蔵帳2には「是者四割増三本阿弥光務指上ル」という記載である。蔵帳1の記述を単純に解釈すれば、折紙の代付金十五枚を流通貨幣に改める際に、一枚を七両一分で換算したということである。そうすると、金十五枚は百八両三分ということになる。しかし、実際には本阿弥光務に対して百五十二両一分支払ったことも書いてあるため、この四十三両二分の差額はどうか解釈すべきなのだろうか。

蔵帳2の「是者四割増三本阿弥光務指上ル」という記述はこのことに関する記述である可能性が高い。この文意を単純に解釈すると、四割増しの値段で本阿弥光務に支払ったという意味となるが、何に対して四割増しなのかは二通りの解釈が考えられる。刀剣自体の評価額は金十五枚だが、本阿弥光務務対しては四割、すなわち金六枚分を上乗せして金二十一枚を支払ったか、あるいは、実際の評価額が金十十一枚程度に対して四割分を増して十五枚という評価にして購入したかである。どちらとも解釈出来るが、支払った金額が百五十二両一分と明記されている以上、尾張徳川家はその金額以上は支払っていないと考える。これを前提にするならば、蔵帳1にある折紙代金換算率によって出された百八両三分を基に四割数値を算出すると、四十三両二分になるため、後者と解釈すべきであろう。

この二つの蔵帳記載から考えられることは、本作長義の実際の代金は百八両三分で、尾張徳川家が本阿弥光務に支払った百五十二両一分との差

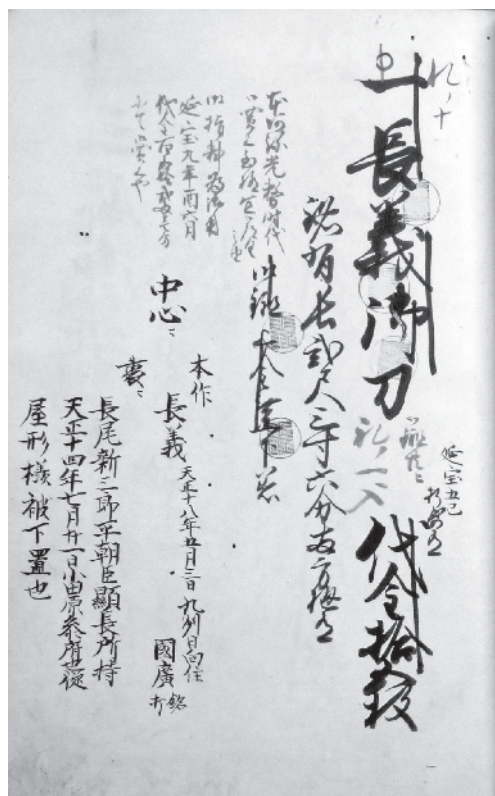
額四十三両二分は本阿弥家が受け取った事実上の仲介手数料ではないかと考えられる。本作長義が本阿弥家所持ならば、この手数料は不要であるため、やはり本作長義は別の者が所持していたと考えるべきだろう。ただし、本来その仲介手数料は、売却を依頼した側と本阿弥家がやりとりする内容であることから、買い主の尾張徳川家にとっては不必要な情報である。尾張徳川家が売却情報として入手したことを記載したのか、はたまた別の解釈なのかは現時点では判定しかなるため、ここでは解釈に異論が成立する可能性を指摘するに留める。

（二）江戸中期～明治初期の蔵帳記載

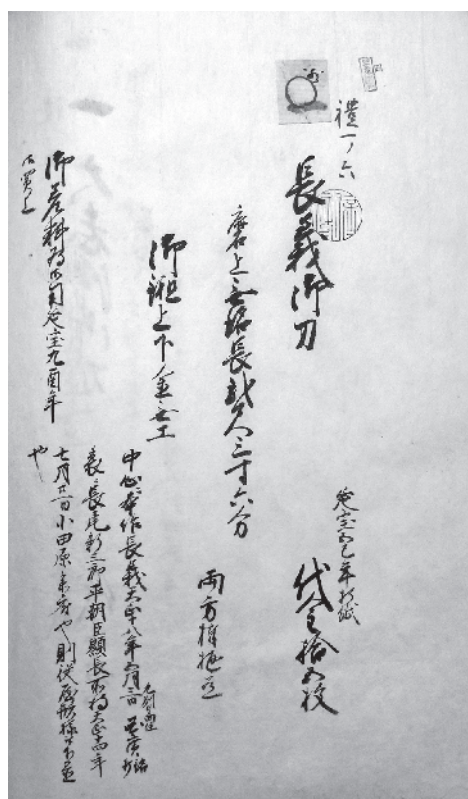
次に本作長義が蔵帳に現れるのは、延享二年（一七四五）成立の「御腰物元帳 坤」⁽²⁶⁾以下、「蔵帳3」と略称する。挿図12である。ここには次のように記載されている。

（朱書）「れノ十」 延宝五巳 折紙有
一 長義御刀 〔青書〕 〔鑑共二〕 代金拾五枚
銘有長式尺三寸六分 両方樋有
〔朱書〕 御鑑上金無工下着
〔本阿弥光務時代〕
御買上至極宜道具 之由 本作 天正十八年五月三日九州日向住
御指料為御用 中心ニ 長義 國廣 打銘
延宝九年西六月 裏ニ
代金壹百五拾式両壹分
にて御買上也」
長尾新三郎平朝臣頭長所持
天正十四年七月廿一日小田原参府也従
屋形様被下置也

挿図12 「御腰物元帳 坤」本作長義部分



挿図13 「御腰物元帳 義壺禮壺式」本作長義部分



先述したように、ここでは附属品として拵の記載と、長尾新五郎が「新三郎」と誤記されているものの、銘文全体を記していることなどが新たな記載事項である。また、伝来刀剣を新たに分類する際に附された「れノ十」という番号が朱書されている。この分類内容については佐藤豊三・並木昌史・安藤香織の分析があるので、詳細はそちらにゆずるとして、蔵帳3における「れ」番号は、「御買上御刀之分」に分類される番号である。ただし、この番号は乾坤二冊ある中でも二冊目にあたる「坤」の冊の記載で、全体を大きく十一番に分けた内の六番目、細目として「い」から「ね」と「番外」に二十三項目立てた内の十七項目であり、駿府御分物刀剣や拝領刀・歴代当主指料といった高い格式に位置づけられた刀剣に比し格下の扱いである。

なお蔵帳3では、鍔を「上金無工下着」としているが、現存する鍔は金

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

無垢の二重鍔である。金着と金無垢を見間違えるとは考えられないため、とりあえずは誤記としておく。ただし、現存する鍔と異なる鍔が存在した可能性も指摘できるが、拵を製作する予定が無く、白鞘とは別保管にしていたのに、鍔だけを取り替える行為があったとは思われない。

蔵帳3が成立して以降、文政七年(一八二四)になって再び刀剣の分類が行われ、新たに六分冊となる「御腰物元帳」が成立した。本作長義は第二冊の「御腰物元帳 義壺 禮壺式」(以下、「蔵帳4」と略称する。挿図13)に次のように記載されている。

(朱書)
「禮一ノ六」
延宝五巳年折紙
代金拾五枚

一 長義御刀
磨上無銘長式尺三寸六分

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

両方棒樋有

御鑑上下金無工

九州日向住

中心ニ本作長義天正十八年五月三日 国廣 打銘

表ニ長尾新三郎平朝臣顯長所持天正十四年

七月廿一日小田原参府也則從屋形様被下置

也

御差料為御用 延宝九酉年

御買上

ここでも銘文の名前違いは修正されていないが、鑑は現状通りの「上下金無工」と修正されている。この時の分類番号「禮一」は、「御帶御手當之部」として当主の指料として用いられる刀剣に分類されていることを示す。

そして、明治五年(一八七二)に大名家としての最後の蔵帳が製作される。それが「御腰物元帳」六分冊である。この内、本作長義は第一冊目の「御腰物元帳 仁⁽²⁹⁾忝」以下、「蔵帳5」と略称する。挿図14)に次のように記されている。

(朱書)

「仁一ノ七十九」

延宝五巳年折紙

一 備前國長義

代金拾五枚

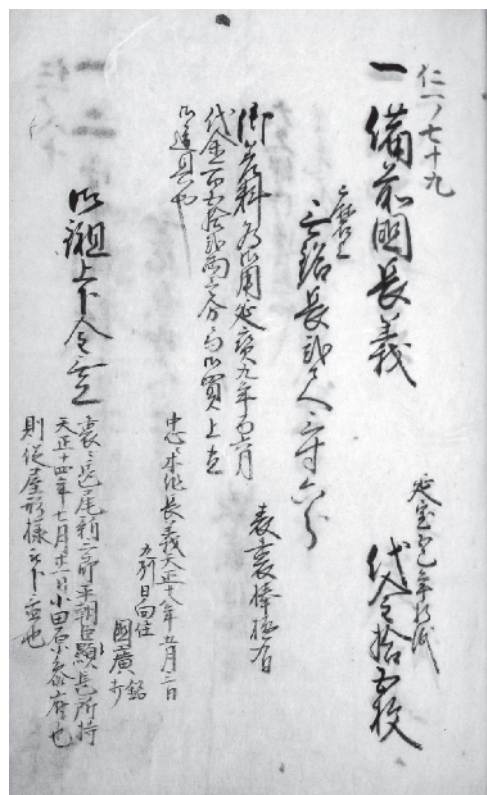
磨上

無銘長式尺三寸六分

表裏棒樋有

御差料為御用 延寶九年酉六月

挿図14 「御腰物元帳 仁⁽²⁹⁾忝」本作長義部分



代金百五拾貳兩壹分三而御買上宜
御道具也

中心ニ本作長義天正十八年五月三日

九州日向住

国廣 打銘

御鑑上下金無工

表ニ長尾新三郎平朝臣顯長所持

天正十四年七月廿一日小田原参府也

則從屋形様被下置也

記載内容は、蔵帳4と大差なく、銘文の誤記もそのまま踏襲されているが、分類が「仁一ノ七十九」に格上げとなっている。蔵帳冒頭の記述には次のように記されているため、明治になって本作長義は、尾張徳川家で朝

延や將軍家拝領刀と並ぶ最も大切な刀剣として分類され、門外不出扱いになったことが分かる。

仁壺番 御大切御道具之部

仁式番

右者

朝廷并

御宗家様より御拝領

御代々様御讓物等各別之御道具

に付依之堅外江被遣間敷分ニ

候事

但 御帶被遊候儀者其節之御吟味

次第之事

明治五年壬申正月訂

なお、蔵帳5は単体ではなく、六分冊の他に「従一位様御帶御腰物帳」・「従三位様御帶御腰物帳」・「御小道具元帳 乾」・「御小道具元帳 坤」の四冊とも合綴されて一冊となっていることから、全体を統一する表題は「御腰物御小道具帳」と記され、厚みは十八糎に及ぶ（挿図15）。時の当主である「従三位様」こと尾張徳川家十六代義宜か、義宜の実父で事実上の当主として尾張徳川家を差配していた「従一位様」こと十四代慶勝の判断で本作長義は格上げされたのだろう。

以上が本作長義の尾張徳川家蔵帳記載の変遷である。言うまでもないが、蔵帳1から5に至るまで、一度も「山姥切」号の記述はない。蔵帳は

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

挿図15 「御腰物御小道具帳」十一冊合綴本



刀剣管理台帳であると同時に、刀剣を管理する部署の引き継ぎ文書でもある。「山姥切」号は口承で伝えられたのではないかという見解もあるが、大量の刀剣が保管されている中で、記録に著されないたった一振の刀剣情報を、口承だけで伝えていくことは非現実的かつ不合理である。鰯のように実物を実見して視覚的に違いが判る情報ならば、途中で記載事項を修正することは出来るが、伝来・由緒のような形の無い付随情報までは、文字として記載されていない限り後世に伝えられない。記録が無いということ、尾張徳川家では、本作長義を「山姥切」とは称していなかったからに他ならない。

(三) 名物刀剣でたどる号記載の変遷

刀剣情報の継承は、例えば名物刀剣について蔵帳情報を見ることでも、その実例が判る。刀剣の尊称の一つである「名物」の名を冠する刀剣は、現在、徳川美術館に二十三振伝存している。名物とは、徳川將軍家所蔵刀剣を中心に選定された刀剣のことで、享保年間(一七一六―一七三六)に八代將軍吉宗の命により『享保名物帳』³⁰⁾が編纂され、ここで「名物」とされた刀剣百五十八振、一度火を被り再刃された「焼物名物」七十八振、「追加名物」三十七振の計二百七十三振が、広い意味での「名物」と尊称される。『享保名物帳』編纂時に掲載された尾張徳川家所蔵刀剣は以下のとおりである。

「名物」十七振中十五振現存(内、徳川美術館蔵十四振)

- 1 岡山藤四郎(東京国立博物館蔵)
- 2 無銘藤四郎(徳川美術館蔵)
- 3 後藤藤四郎(徳川美術館蔵・国宝)
- 4 一庵正宗(徳川美術館蔵・重要文化財)
- 5 不動正宗(徳川美術館蔵・重要文化財)
- 6 池田正宗(徳川美術館蔵・重要文化財)
- 7 庖丁正宗(徳川美術館蔵・国宝)
- 8 奈良屋貞宗(徳川美術館蔵)
- 9 物吉貞宗(徳川美術館蔵・重要文化財)
- 10 上野貞宗(徳川美術館蔵)
- 11 鳥養国俊(徳川美術館蔵・重要美術品)
- 12 村雨當麻(明暦大火で焼失)

- 13 南泉一文字(徳川美術館蔵・重要文化財)
- 14 遠江長光(徳川美術館蔵・国宝)
- 15 道二左文字(所在不明)
- 16 吉見左文字(徳川美術館蔵)
- 17 戸川志津(徳川美術館蔵)

「焼物名物」五振中五振現存(内、徳川美術館蔵四振)

- 1 一期一振藤四郎(御物)
- 2 鯨尾藤四郎(徳川美術館蔵)
- 3 大坂長銘正宗(徳川美術館蔵)
- 4 若江十河正宗(徳川美術館蔵)
- 5 海老名宗近(徳川美術館蔵)

「追加名物」一振中一振現存(内、徳川美術館蔵一振)

- 1 松浦信国(徳川美術館蔵)

この他に重要文化財「刀 無銘 郷 名物 五月雨郷」を徳川美術館は所有しているが、『享保名物帳』編纂時は、すでに尾張徳川家より三代綱誠の遺品として五代將軍綱吉へ献上された後のため、徳川將軍家の所蔵となっていた。現在、徳川美術館が所蔵しているのは、昭和十九年(一九四四)三月三十日に旧將軍家である徳川公爵家より譲り受けたからである。この五月雨郷を含めると、現在徳川美術館は二十振の名物刀剣を所蔵している。しかし、先述したように徳川美術館には二十三振の「名物」刀剣が存在している。刀剣において「名物」とは『享保名物帳』所収の刀剣に限るはず

だが、尾張徳川家では「太刀 銘左 名物 大左文字」・重要文化財「太刀 銘 備前国長船住守家 名物 兵庫守家」・重要美術品「短刀 銘 吉光 名物 庖丁藤四郎」も「名物」として継承してきた。

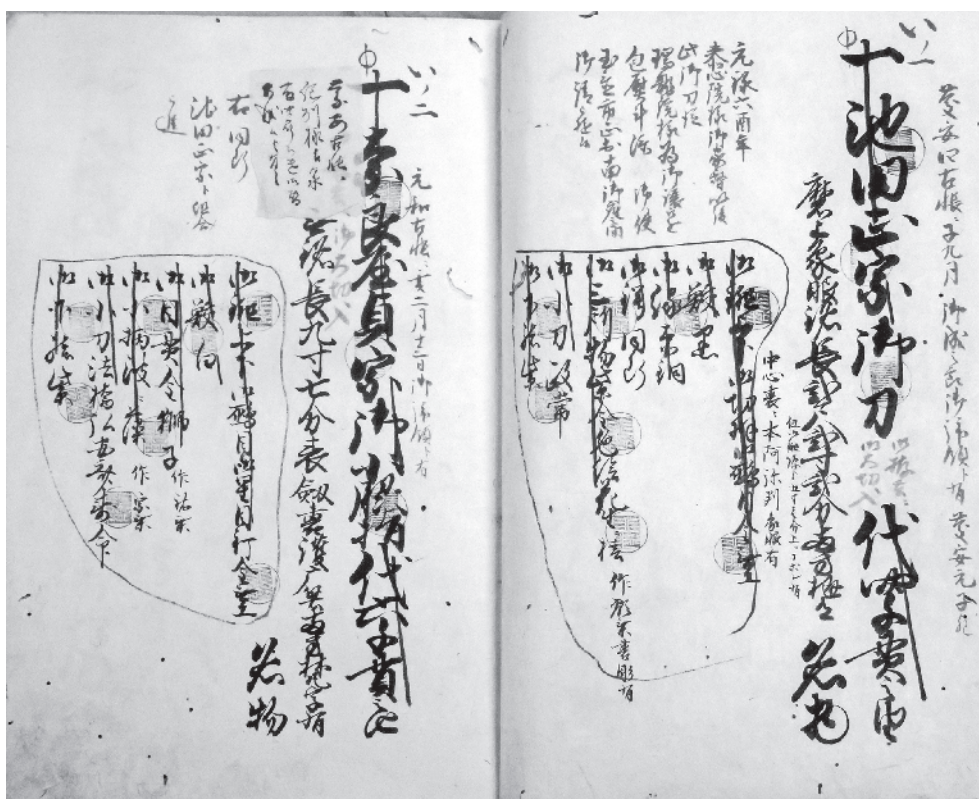
『享保名物帳』成立後に編纂された蔵帳3には、それぞれの刀剣に「名物」と記載され、その価値を特出している(挿図16)。しかし、同様に『享保名物帳』未記載の先の三振についても「名物」と冠されているのである(挿図17)。「名物」は刀剣の名品の冠される最高級の称号であり、現在、伝わる名物刀剣は『享保名物帳』で確定されていることから、同帳掲載刀剣以外に「名物」は存在しないはずである。それにも拘わらず、蔵帳3において『享保名物帳』記載以外の刀剣に「名物」が冠されているのは、単に蔵帳3の編纂者が誤認したからに他ならない。

『享保名物帳』の掲載刀剣は、徳川将軍家にゆかりのある刀剣も一定数を占めている。そして名品であることも前提であることは言うまでもない。その範疇で見ると、大左文字は徳川家康―豊臣秀頼―徳川家康―三代将軍家光へと伝わり、寛永二年(一六二五)の御成で尾張徳川家初代義直が家光より拝領した刀であり、兵庫守家と庖丁藤四郎は家康遺産の駿府御分物である。名物の格として相応しい由緒を持つものの、蔵帳3で「名物」と表記されてしまったがゆえに、尾張徳川家では『享保名物帳』記載の有無に拘わらず、これら三振は「名物」として継承し、後に編纂される蔵帳4・蔵帳5にも「名物」として継承されるのである。こういった名物は、大名家独自に価値付けられた「御家名物」と称される。

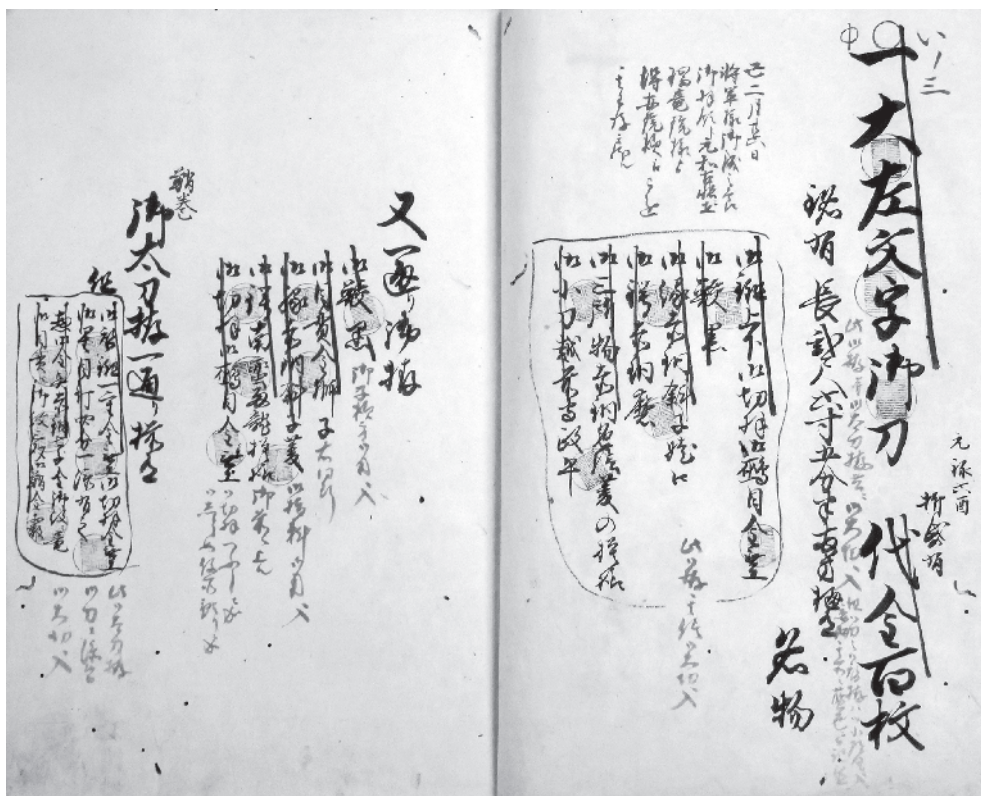
また、別の誤記も見受けられる。蔵帳3に「郷御刀」と表記される「刀 無銘郷」⁽³²⁾は、蔵帳3には「名物」とは表記されていないものの、後筆の朱書きで名物刀剣である「中川郷ノ由」(挿図18)と注記されている。「刀 無銘

「刀 銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

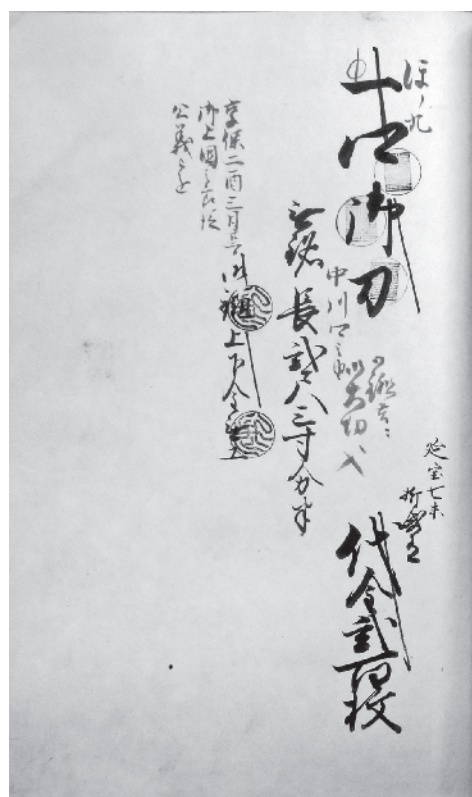
挿図16 「御腰物元帳 坤」の「名物」表記



挿図17 「御腰物元帳 坤」における「大左文字」の「名物」表記



挿図18 「御腰物元帳 坤」の「中川郷ノ由」表記



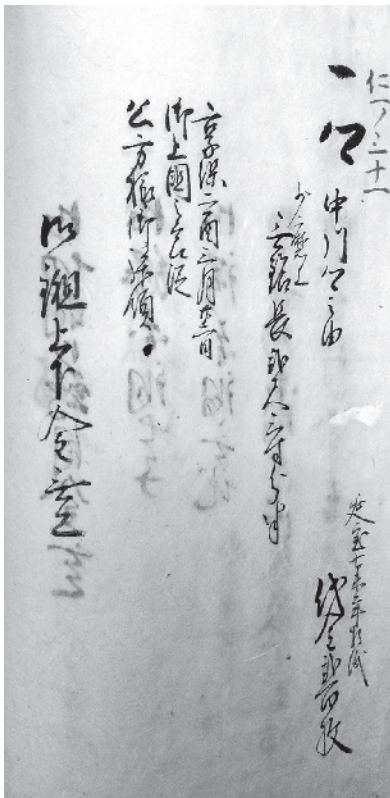
郷」は、尾張徳川家六代継友が、尾張へ初入国するにあたり八代将軍吉宗より拝領した刀で、将軍家ゆかりの名刀ではある。しかも、中川郷は『享保名物帳』によれば、「為御遺物尾張中納言殿拝領」とあるように、四代将軍家綱の遺品として尾張徳川家二代光友が拝領したことは確かであり、『享保名物帳』の表記がこの文章で終わっていることから、あたかも現所蔵者は尾張徳川家のようにも読めてしまう。しかし、実際には正徳三年(二七二三)九月十八日に、同年七月二十六日に死去した四代吉通の遺品として、七代将軍家継に献上されて尾張徳川家の手を離れ、徳川将軍家所蔵を経て、現在は個人蔵になっている。

実際に尾張徳川家に無い刀を、将軍家拝領刀という由緒の同一性からか、「名物 中川郷」と誤認した蔵帳の編纂者が後筆で注記したことから、以後「中川郷ノ由」の文言は、後の蔵帳にも踏襲され、明治五年編纂の蔵

帳5には堂々と墨書で「中川郷之由」(挿図19)と書かれるに至った。このように、その記載内容の正誤に拘わらず、蔵帳は事務引き継ぎ文書でもあるため、そのまま後世に引き継がれるのである。逆説的に言えば、書かれていないことは引き継ぐことはできない。

そして、どうしてこのような誤記が生じたかを考える必要がある。「名物」は単なる冠称ではなく、「名品」と同義語であり、名品の所持は家の「格」にも直結する。それゆえに「名物」認定はならなかったものの、例えば「鳥居正宗」といった旧来の号も蔵帳に明記して、一般刀剣と区別する表記を行っている(挿図20)。名物であれ号であれ、家の格として特出できることは必要以上に表出している。これは大名家としての一種の見栄でもある。それゆえ、たとえ不確実な情報だったとしても断言する傾向にある中で、名刀に違いないであろう「山姥切」の表記が全く見られないのは、やはり尾張徳川家に「山姥切」と称する刀剣が存在しなかったと言える切ることができるのである。それは、近代以降もまた同様である。

挿図19 「御腰物元帳 仁意」の「中川郷ノ由」表記



「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

挿図20 「御腰物元帳 坤」鳥居正宗部分



三 山姥切国広の伝来と由緒の創作

(二) 『新刀名作集』に記される由緒と山姥切国広の再発見

次に「山姥切」の号をもつ国広の刀劍の来歴を検証することとする。しかし、この検証は既に綴虚堂セツカ・さよのすけ両氏の詳細な検討があるため、本稿では本作長義との関連において伝来経緯を検証するに留める。

山姥切国広が初めて世間に紹介されたのは、昭和三年(一九二八)刊行の内田疎天・加島勲著『新刀名作集』⁽³⁴⁾である。同書には大正九年(一九二〇)十月二十五日に刀劍研究家・杉原祥造氏が拝見した際にとった押形が掲載され、同書刊行時には山姥切国広は行方不明となっていた。そして刀劍研究者の間では関東大震災で焼失したという認識が共有化されていたことは後述する。

「山姥切」号の由来は、押形の間を埋めるように記された杉原祥造氏のなぐり書きによって明らかである。なお、文章は七箇所に分散して記載されているが、文末と文初に付された記号で連結し連続した一文となっているので、記載箇所ごとに改行して表記する。⁽³⁵⁾

山姥切由来

北条家ノ浪人ニ石原甚五左衛門ト云者アリ 妊娠中ノ妻女ヲ連レテ信州小諸ヲ通行スルトキ 山中ニテ産氣ツキタレトモ男ノ事ト詮方ナク途方ニ暮レケル折谷間ヨリ煙ノ立昇ルヲ見テ 定メシ人家アルベシトテ谷ヲ下リシニ 果シテ一軒ノ家アリテ老婆住メリ 妊婦ヲ此老婆ニ托シ藥ヲ求メニ小諸ニ行キ急キ歸リテ見レバ 婦人ノ泣聲聞ユ 歸リテ見レバ其妻

ノ分娩シケル児ヲ老婆ガ△

△ムシャ／＼ト貪リ喰ヘル處ナリケレバ 甚五左衛門怒テ一太刀切付ケタルニ 老婆窓ヲ蹴被ツテ出ケレバ 跡ヲ慕ツテ追カケタルニ 血汐ノ後山腹ノ岩窟マテ續ケリ 仍テ松葉ヲ以テイブシケルニ 老婆△

△出テ来リテ怒リノ形相物凄ク牙ヲ嚙ミナラシテ飛カ、リケレバ 一刀ノ許ニ切り伏セケリ 依テ山姥切ト名付リ 其後関ヶ原ノ役ニ井伊家ノ陣ヲ借りテ一働キセント☆

☆待ち構ヘケル折柄 井伊ノ家来渥美平八郎 刀ヲ打折りテ困ケレバ 此刀ヲ渥美ニヤル、石原渥美□

□両家共三四百石ヲ賜フ 井伊家ノ足輕大將ヲ承リ維新後マテ續ク××其後渥美ノ家困窮ニ陥リシ節 彦根之長曾根ノ醬油屋北村方へ質ニ入レシモ受出コト不能 遂ニ同藩三居氏ノ有ニ歸ス(三居翁直話也)

幅廣く重ね薄く刃少ししく堅キ方にて沸あり 刃ノ中ニ葉アリ 飛焼ケアリ 長義とよく似たり 長義を写したるか

この由来で判ることを次に箇条書きにする。

・山姥切国広を所持していたのは、小田原北条家の浪人・石原甚五左衛門である。

・石原は妊娠中の妻女を連れて信州小諸を通過した時、妻女が山中で急に産気づいたため、谷間より煙が上がる民家を見付けて、その老婆に妻女を託して小諸まで薬を探しに戻った。

・石原が小諸から戻ると妻女の泣き声がある。見れば産まれたばかりの

赤子を老婆が貪り食べていたため、石原は激怒して老婆を斬りつける
と、老婆は窓を蹴破って逃げた。

・石原が老婆の血潮を辿っていくと、血潮は山腹の岩窟の中に続いていた。石原は岩窟の入口で松葉を焚いて燻り出したところ、老婆は怒りの形相で歯を噛み鳴らして飛びかかってきたため、一刀の下に切り伏せた。そのため、この刀を「山姥切」と称するようになった。

・その後、石原は関ヶ原合戦の際、井伊家に陣借りして一働きしようとして待ち構えていたところ、井伊家の家臣・渥美平八郎が刀を打ち折って困っていたため、この刀を渥美に与えた。

・石原家と渥美家は共に井伊家で三〇四百石を知行して足輕大將を務め、明治維新まで井伊家に仕えた。

・明治維新後、渥美家は困窮したため、この刀を彦根長曾根の醬油屋・北村家にこの刀を質入れしたが、請け出すことは出来ず、同じ旧彦根藩士である三居家が請け出して所持することになった。以上を三居翁より聞き取る。

この来歴で見る限り、北条家旧臣の石原甚五左衛門が山姥切国広を所持しており、あくまでも伝説の範疇を出ないが、石原が信州小諸山中で山姥なる化物を斬ったことから、「山姥切」の号が付いたわけである。石原は関ヶ原合戦時に山姥切国広を井伊家家臣・渥美平八郎に譲り、江戸時代を通じて山姥切国広は渥美家が所持した。維新後に渥美家が困窮したことで質流れとなり、同じ彦根藩士だった三居家の所有となった。大正九年時には三居家の所蔵であり、「三居翁直話也」とあることから杉原祥造氏は三居家で山姥切国広を見たのであろう。

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

この由来でみる限り、本作長義が「山姥切」号に関係する余地はまるで存在しない。国広作の刀剣のみの由来である。この由来は、三居家が刀を譲り受ける際に、渥美家より伝えられたのであろう。少なくとも江戸時代のどの刀剣書にも記されていない由緒であることは間違いない。

名物刀剣は『享保名物帳』が書写され続けることによって、その知名度が向上・確定したが、山姥切国広はその流れに位置付いていない。その意味で、「山姥切」の号は、江戸時代は渥美家周辺でしか知られておらず、大正九年に杉原祥造氏が押形を取るまで、斯界にも知られていなかった刀剣だったはずである。

ちなみに彦根藩の史料「侍中由緒帳」⁽³⁶⁾には、石原甚五左衛門家は同帳の十六冊目、渥美平八郎家は十八冊目に記載されている他、三居は名字のみのため断定できないが、三十冊目⁽³⁹⁾に三居孫太夫家が記載されているため、少なくとも彦根藩には三居姓の家臣がいたことは確かで、『新刀名作集』記載の由来は、根拠不明の伝説ではないと言えよう。

これら諸士については既にさよのすけ氏により、検討が加えられているものの、改めて解説するならば、石原甚五左衛門が北条家旧臣だったことは確かで、官途名は主膳、諱は吉次とする。「小田原没落後」に井伊家の陣屋へ参上し、井伊直政より「牢人分」として召し抱えられて「御扶持」として二千俵を下された後、関ヶ原合戦の前哨戦である岐阜城瑞龍寺山砦攻略戦の際、御旗奉行となった。関ヶ原本戦にも供を命ぜられて、合戦後に直政から具足を拝領して「御取立」になっている。石原家は初代の主膳吉次の二男によって継承され、三代目吉武の代では五百石を拝領し、後に四百石となった。

渥美平八郎も井伊直政によって召し抱えられ岐阜城攻略戦に続いて関ヶ

原合戦に参戦している。諱は広勝で、合戦時は三百石を拝領しており、慶長十六年(二六一)に四百石に加増、その翌年には「足輕三十人組五預ケ」とあるため、足輕三十人組頭になったということだろう。渥美家は後年三百石となる。ちなみに、三居孫太夫家も初代満実は井伊直政より井伊家に仕え、初代の時点で百石、二代目以降は百五十石を拝領した。

各家の由緒書ではここまでしか判らないが、『新刀名作集』記載の由緒通り、石原・渥美両名とも関ヶ原合戦に参戦していることは確実なので、同書の記載も単なる伝説とするわけにはいかない。確証は薄いものの、山姥切国広が石原から渥美へ渡った経緯は、ある程度の信憑性があると考えられる。

山姥切国広は、昭和三年に『新刀名作集』の刊行で徐々に斯界にも知られるようになったが、同書刊行時点では関東大震災で焼失したことになっていたため、本間順治(薫山)・佐藤貫一(寒山)両名が代表を務める財団法人日本美術刀剣保存協會によって編纂された昭和二十九年(一九五四)刊行の『國廣大鑑』では、『新刀名作集』に掲載された杉原祥造氏の押形のみが掲載されたわけである。

焼失と考えられていた山姥切国広が再び世に出た経緯は、佐藤貫一(寒山)氏著の『寒山刀話』⁽⁴⁰⁾に詳しい。同書には山姥切国広は昭和三十五年(本間順治(薫山)氏によって再発見されたことが述べられている。興味深いのは、佐藤貫一(寒山)氏も本間順治(薫山)氏も山姥切国広の存在は、『新刀名作集』に掲載された杉原祥造氏の押形で承知していたものの、関東大震災で焼失してしまったと勘違いしていたことと、焼失時は旧彦根藩主である井伊家が所持していたと認識していたことである。そして、その説明は『國廣大鑑』でも紹介しており、少なくとも斯界ではそのような認識になっ

ていたわけである。

しかし、『新刀名作集』の山姥切国広由緒を見る限り、井伊家に伝来した形跡はない。押形が取られた大正九年から関東大震災があった大正十二年までの間で、三居家より井伊家に所有者変更があった可能性もあるが、『寒山刀話』の記述をみるかぎり、「震災前の井伊家のために、いろいろ世話してくれた旧家臣の方があつて、井伊さんから御褒美にくれたのだそうです。」と記しているため、関東大震災前に井伊家より旧家臣に下賜された形になっている。これは事実誤認ではなからうか。

佐藤貫一(寒山)氏が『堀川國廣とその弟子』における序文「堀川国広とその弟子」の発刊を祝う」で記した経緯を見ると、再発見時の所持者は財団法人日本美術刀剣保存協會の名古屋支部に属する高橋経美氏で、昭和三十五年に「旧家臣の某氏」より手に入れたことで、本間順治(薫山)氏がその存在を知ることになったと記している。前の所持者が「三十余年間」所持していたとも記しているので、この某氏は三居氏と考えて良いだろう。しかし、高橋経美氏が本間順治(薫山)氏に「もと井伊家から頂戴したのだから、井伊家を買ってくれといって持ってきたというわけです。」と伝えたことで、井伊家伝来の由緒が付加されてしまったと思われる。

これまでの経緯をみる限り、井伊家が介在する余地はない。『新刀名作集』において大正九年時点で話を伺ったのが「三居翁」としているため、昭和三十五年時点では三居家の世代交代も行われていたはずで、高橋経美氏に山姥切国広を譲った三居家当主が、巷間に流布していた井伊家伝来由緒に引きずられた感があつたようにも思える。井伊家伝来由緒は当時の三居家当主か、高橋経美氏の事実誤認とみた方がよい。

いずれにせよ、焼失した山姥切国広が再発見されたことは、斯界にとつ

て驚きと感動を呼び、以後、本間順治(薫山)・佐藤貫一(寒山)両名によって積極的に紹介されたことで、斯界に周知される刀剣となった。本作長義は、昭和十四年(一九三九)九月六日時点で重要美術品に認定された後、同二十四年二月十八日に旧国法に指定され、翌年の文化財保護法施行に基づき重要文化財となっていたが、写しとされる山姥切国広も再発見の二年後である同三十七年六月二十一日に重要文化財に指定されることとなった。現在、刀剣分野において本歌と写しが共に国指定となっている唯一の事例である。

(二) 本作長義の公開と「山姥切」号付与の過程

それでは本作長義はどのように斯界に周知されたのだろうか。先述の通り本作長義は尾張徳川家什宝として伝来したことから、江戸時代はその存在を世間が知る術はほぼなかった。しかし、『享保名物帳』の異本と考えられる「刀劔名物記」(名古屋・高麗屋蔵)という写本には、「尾張殿御所持名物補遺」「尾張殿御所持名物可成物」「尾張殿御所持珍賞之類」「熱田神社神寶」とする他の類本には無い追記があり、それぞれ七振・六振・八振・十三振の刀劔が挙げられている。先述した御家名物三振は「尾張殿御所持名物補遺」に記載されている他、本作長義は鳥居正宗と共に「尾張殿御所持名物可成物」に明記されており、全く世間に知られていなかったわけではないようである。内容から尾張徳川家周辺による情報提供の上で書かれた記録と考えられるものの、本書の内容がどこまで敷衍したか検証できていないため、本稿では史料紹介のみに留める。当然ながら本史料にも「山姥切」の名称は記されていない。

そして、明治維新後に尾張徳川家は什宝整理を開始し、まず明治三年

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

(二八七〇)から五年にかけて、多くの什宝が取捨選択された上で「什器目録」十九冊が作製された⁽⁴¹⁾。その上で名古屋大曾根邸を中心に什宝が記録・管理される体制が整えられていった中、同十九年四月二十八日に勅令として公布された「華族世襲財産法」と、同年五月二十二日施行の「華族世襲財産法施行手続」により、土地や建物・証書といった財産及び附属物を世襲財産として登記して、売却・譲渡・廃止することを禁止し、華族としての品位を保ち風儀を乱さないよう、宮内省が干渉して散逸を防ぐ手立てが講じられた。これにより、尾張徳川家では同二十六年二月十四日付で十八代義禮とその親族連名により世襲財産附属物の申請が宮内省に出され、同年四月十九日に伝来什宝の内、六百三十点が世襲財産附属物として認可・登録されたことが香山里絵氏の調査で判明している⁽⁴²⁾。以下、香山氏の調査に基づき、その経緯を紹介する。

この申請にあたり、世襲財産附属物の取り調べを行う必要があり、その作業は同二十四年十月より開始された。この調査は同二十一年に宮内省に設置された臨時全国宝物取調局の宝物取調委員の協力により実施され、本格的な調査が始まる以前の同二十三年五月前には宝物取調委員が尾張徳川家什宝を見ていたことが確認される。調査はやり直しもあったが、宝物調査委員は何度も尾張徳川家を訪問し、一等から三等にわたる什宝の監査状を発行した。

これら一連の作業において選定された世襲財産附属物六百三十点の中に、本作長義は第六百十三号「備前國長義 追銘」として記されている。この時の保管場所は東京の本所横網町邸であった。監査状は第六五九八番「刀 備前長義作 無銘」として発行されており、等級は三等級、監査状発行日は明治二十四年八月一日付である。発行者は、臨時全国宝物取調局臨

時監査掛の八木雕氏・今村長賀氏、臨時全国宝物取調局書記兼監査掛の小杉樞郎氏、臨時全国宝物取調掛の黒川眞頼氏、臨時全国宝物取調委員の川田剛氏、臨時全国宝物取調委員長の九鬼隆一氏の六名連名となっている。

なお、徳川美術館台帳の記録によれば、監査自体は明治二十三年に行われたことが記されている。本作長義が斯界にその存在を知られたのは、まさにこの時である。

ちなみに令和元年五月三日及び五月十一日の特別講演時では、本作長義が斯界に知られたのは、昭和十三年(一九三八)四月九日の本間順治(薫山)氏、同十四年四月十七日の小泉久雄氏による鑑定時だろうとしたが、この監査状発行者に刀剣鑑定家の今村長賀氏が含まれているため、明治二十三年時と修正する。また、この鑑定を経て今村氏は、明治三十一年十一月十三日の講演で本作長義のことに言及しており、そのことが講義録『剣話録下』⁽⁴³⁾に記載されている旨を、綴虚堂セツカ氏にご指摘いただいた。同氏のご指摘に基づき、本作長義は少なくとも明治三十年代以降より徐々に斯界に知られるようになったと修正する。

そして昭和十三(十四)年の本間順治(薫山)・小泉久雄両氏により本作長義は次のように評価されたことが徳川美術館台帳に記録されている。

本間順治鑑定 実ニ結構、本阿弥ノ極ヲ附シタル刀ニハ腑ニ落チヌモノ多シ、此刀ハシツカリシタ短刀ニ見ル長義ノ出来ト確ニ同ジ 國廣
天正年代関東ニ居タル証據トモナリテ歴史上貴重ナリ、来孫太郎合作
ニ次グ貴重ナルモノナリ

昭和十三年四月九日 本間順治鑑定

長義ノ刀ヲ新刀ノ鍛冶国広ガ磨上ゲタルモノナリ 国広ノ磨上銘アル
文ケニテモ非常ノ珍品ナリ

小泉久雄氏鑑定 昭和拾四年五月廿八日

地金、刃文共ニ優レ、殊ニ鉋子出来ヨク名刀ナリ 蓋シ本工ノ傑作ナ
ランカ、殊ニ國広ノ磨上銘面白シ

ここでは本作長義は優れた出来であることと、国広銘の歴史的貴重性を指摘しているが、山姥切国広のことは全く触れられていない。山姥切国広も同様で、同刀が初めて紹介された『新刀名作集』においても「幅廣く重ね薄く刃少ししく堅キ方にて沸あり 刃ノ中ニ葉アリ 飛焼ケアリ 長義とよく似たり 長義を写したるか」と記すように、長義作刀剣の写しである可能性を指摘するも、本作長義については触れられていない。二つの刀が、それぞれ別個の伝来過程を経た上、山姥切国広は関東大震災で焼失したことになっていた経緯からするならば当然のことであり、二つの刀を結びつけるには、二つの刀を実見する人物が現れる必要があった。

それが本間順治(薫山)氏による山姥切国広再発見によって、本作長義を実見した佐藤貫一(寒山)氏もまた山姥切国広を実見することになり、山姥切国広が再発見された昭和三十五年以降、両刀比較がこの両名により活発化していくのである。そして再発見の経緯を記した『堀川國廣とその弟子』における「山姥切」の解説において、佐藤貫一(寒山)氏は次のように記している。

薫山曰く「旧幕時代に尾張家に伝来し、今は財団法人黎明会の所屬と

なっている多くの名刀の中に、天正十八年五月三日に国広が彼が愛顧をうけた足利城主長尾新五郎顕長の命によって大磨上にして「本作長義云々」と銘を切っている同作中随一とも云うべき姿・刃文の豪壮なものがある。それとこれとを比較すれば一見してこれはそれをねらった作であることが直感される。しかも単なる模倣ではなく、地刃の働きたと、すずどしさは長義をさらに強調し、放胆の味さえ加わって長義の作中にあっても出色のものといえ得よう。国広の古屋打銘の作風は末相州物をおもわせ、堀川打のものには正宗、志津をおもわせるものがあるが、そこに至る一段階がこの長義へのねらいであり、これと取り組んだことであり、このことが彼の心技を脱皮せしめる契機となっているのではなからうか。この作こそは彼の一生涯中自らかえりみても最も記念すべき、そして誇るべきものであろう。

このように記した上で、「山姥切」という号についても言及しており、「この刀は古来山姥切と称しているが、号のいわれはあきらかではない。(中略)一説に山姥切の号は、元来この長義の刀に付けられた号で、信州戸隠山中で山姥なる化物を退治したためという。その写しであるから山姥切国広と呼びならしたという。」と記している。ここで、初めて山姥切の号は本作長義に付けられていた号である可能性を示唆したわけである。しかし、この時点ではまだ慎重に「号のいわれはあきらかではない。」としており、断定は避けている。なお、山姥を切った場所が『新刀名作集』では小諸山中としていたのが、「信州戸隠山中」となってしまうている。これまで山姥切の号の由来について記した文献は『新刀名作集』以外に存在しない中で、由緒地が変わってしまうのは単に佐藤貫一(寒山)氏の誤認以外

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

考えられない。

『堀川國廣とその弟子』が刊行された昭和三十七年時は、まだこの程度の認識であり、山姥切国広が同年六月二十一日に重要文化財に指定された際の指定理由でも「国広が天正十八年(一五九〇)に足利城主長尾顕長のために作った刀で、かつて顕長が北条氏直から拝領した備前長船長義の刀を写したものと伝えている。(中略)「山姥切」の号のいわれは不明である。⁽⁴⁴⁾とあるように、この時点での佐藤貫一(寒山)氏の見解が踏襲されている。

しかし、昭和四十一年に本間順治(薫山)・佐藤貫一(寒山)両名の監修で発行された『日本刀大鑑 新刀篇一』では、本稿冒頭で示したように、山姥切国広の解説にあたって沼田鎌次氏が「山姥切の号は、元来この長義の刀に付けられたもので、信州戸隠山中で山姥なる化物を退治したためとい、その写しであるから山姥切国広と呼びならしたという。」と、山姥切は本作長義に付けられていた号であると謳ってしまったが故に根拠のない伝承がひとり歩きをし始めてしまった。

その後、昭和五十四年に発行された本間順次(薫山)氏の編著になる『昭和大名刀図譜 坤⁽⁴⁵⁾』では、「なお山姥切の号は元来この長義の刀に付けられたもので、信州戸隠山中で山姥なる化物を退治したためと伝え、その写しであることから、山姥切国広の号があるという。」と、やや沼田鎌次氏の文章の言い回しを替えただけの文章が掲載され、翌五十五年に刀和会編集で刊行された『寒山刀剣講座第一巻 京鍛冶篇⁽⁴⁶⁾』では「山姥切の号は、元来この長義の刀に付けられたもので、信州戸隠山中で山姥なる化物を退治したためといい、その写しであるから山姥切国広と呼びならしたという。」と、『日本刀大鑑 新刀篇一』の文章と全く同じ文章が掲載されている。

ここでも判るように、新たな研究書が刊行されても、初出の文章を使い回しただけで、そこに何も検討は加えられていないばかりか、初出の文章も根拠のない憶測のみで記されているだけである。しかし、斯界の大家による編集本の影響力は大きく、繰り返し断定されることで山姥切の号は、もともと本作長義に付けられていた号という観念が定着してしまったわけである。

おわりに

以上の検証により、本作長義と山姥切国広の関連が取り沙汰されるようになったのは、昭和になってからで、特に昭和三十五年(一九六〇)以降に本間順次(薫山)氏によって山姥切国広が再発見されて以降、にわかに言われ始めたことが明らかとなった。しかも両刀とも古くから周知されていた刀剣ではなく、本作長義は延宝九年(一六八二)に尾張徳川家が購入して以降、江戸時代を通じて尾張藩の蔵に殿様佩刀由緒の刀として収納されたまま、基本的には広く世間に知られることなく伝世した刀であり、明治二十三年(一八九〇)以降に尾張徳川家の世襲財産附属物として登録される際の監査で、一部の刀剣関係者のみに公開された刀である。江戸時代を通して脈々と書き継がれていた尾張徳川家の蔵帳には一切「山姥切」号の記載は無い。これは本作長義が、少なくとも尾張徳川家で「山姥切」と呼ばれていなかったことの証左である。

山姥切国広もまた、大正九年(一九二〇)頃に旧彦根藩士・三居家が所持していた段階で刀剣研究家の杉原祥造氏によって押形が取られ、昭和三年に発刊された『新刀名作集』にその押形が掲載されたことで知られるよう

になった刀である。しかもこの頃には関東大震災で焼失したとされていたことから、昭和十三・十四年に本間順次(薫山)氏や小泉久雄氏が本作長義を鑑定しても、山姥切国広との関連には注目されていなかった。山姥切国広の評価もまた『新刀名作集』に掲載された大正九年時の杉原祥造氏の見解では「長義とよく似たり長義を写したるか」に留まっている。

ただし、昭和三年刊行の『新刀名作集』の内田疎天・加島勲氏の解説では「此時より以前天正十八年北條家の長義を摺上げ且長尾顯長の爲めに長義寫の一刀を鍛えし時を云ふ(中略)國廣は北條家の長義を摺り上げ且つ其長義を顯長の爲めに寫せしことによつて、相州傳の鍛法を會得せし爲、其作風に一轉機を劃せしものと思ふ、」という杉原祥造氏が大正十三年に國學院大學で行った講演⁽⁴⁷⁾の一説を紹介している。少なくとも杉原祥造氏は大正末年時点では、山姥切国広は本作長義の写しという理解にはなっており、『新刀名作集』刊行時でも、本作長義との関連について斯界に知られていなかったわけではない。⁽⁴⁸⁾

しかし、本作長義が尾張徳川家という華族家の藏品だったことから、広く閲覧に供される刀剣ではなかったこと、恐らく昭和初期の時点で山姥切国広は焼失してしまったと認識されていたことから、二振の刀を実際に比較することは不可能と考えられていたのであろう。このように二振の刀の関連を紹介した論述はあったものの、号の伝播について記述する論考は皆無であった。

それが山姥切国広の再発見により、このことを紹介した昭和三十七年刊行の佐藤貫一(寒山)氏編になる『堀川国広とその弟子』において「山姥切」の号は本作長義に元々付けられていた号ではないかという憶測が提示され、昭和四十一年刊行の本間順治(薫山)・佐藤貫一(寒山)両名監修になる

『日本刀大鑑』によって、「山姥切」の号は本作長義に付けられていた号だと言いつけられてしまったわけである。以後、この見解が繰り返し文章として提示されたことで、定説のようになってしまった。

こういった憶測が市民権を得る背景として、「山姥切」の号は国広作の刀剣ではなく、長義作の刀剣に付くはずであるという認識が底流にあると考える。山姥なる伝説上の怪物を斬るといった号は、古刀に見られる号であり、新刀である国広の刀ではありえないという考え方である。そのため、長尾顕長が所持していた段階までは、本作長義に「山姥切」の号が付いていたが、長尾顕長の手を離れ尾張徳川家の所有になるまでの九十年ほどでその記憶は無くなり、尾張徳川家では特に号の無い刀として伝世しただけである、というインターネット上での見解も出されている。

しかし、筆者はこの考えに同意出来ない。そもそもなぜ号が付けられるかの前提を考えなければならぬ。号は類例の多い作品の中での識別記号である。より優品であり、より由緒品であることを、他の作品と区別、あるいは選別するために命名される記号であるため、一度付けられた号は、よほどのことが無い限り消えることはない。名刀であればあるほど、他者への伝世はまず号が優先されるのであって、尾張徳川家に入った時点で号が消えていたということはあり得ない。

そもそも国広作の刀剣に、いつから「山姥切」という号が付けられていたのが判明していない。文献上で確認できるのはあくまでも大正九年までである。一彦根藩士が所持していた刀が、江戸時代に周知されていた形跡はなく、少なくとも大正九年までは誰も知らなかった刀と言つてよい。長らく「山姥切」として周知されていたのならともかく、うがった見方をするならば、杉原祥造氏が三居家の古老より伝来由緒を聞いた時点で、

「刀銘本作長義（以下、五十八字略）」と山姥切伝承の再検討

「山姥切」と命名して紹介することもあり得るわけである。杉原祥造氏でなくとも、前の所持者である渥美家で伝世する過程において、尾張徳川家でも見られた「御家名物」の創出と同様、渥美家において刀剣号の約束事を知らない誰かが勝手に命名したとも考えられる。刀剣の歴史性をはっきりしないのであるならば、概念のみで号のいわれを説くのは有効な手法とは言えない。

道具を所持する者は、それがどれほどの高い価値を有することを希求する。名品であればなおさら、そこに価値の付加を求め、より多くの由緒を欲する。そういった欲求が、道具に根拠不明の由緒を付随させる一因となった。特に近代以降は、家の格や歴史性を誇る上で、由緒の創作が行われており、尾張徳川家においてもそういった事例が見受けられる。

しかし、尾張徳川家には江戸時代から受け継がれる複数の道具管理目録である蔵帳や、道具に付随する記録が現存することにより、道具の来歴過程が判る希有な例であり、その由緒を検証することができる。本作長義に関する一連の蔵帳記載は、大名家における刀剣管理の来歴を明確にする一例であり、名物刀剣の継承事例でも見たように、管理記録の史料性性質も明らかにできる。ここに現代的な解釈や憶測が介在できる余地は無いのである。

数寄道具などにも所有者の琴線をくすぐる由緒が付与されているが、その歴史性が明確に証明できないならば、その由緒は好史的嗜好の範囲に留めるべきであろう。本作長義・山姥切国広は、名刀ゆえに近代以降の由緒創出の流れに巻き込まれ、本来の来歴とは異なる創作的な由緒に引きずられた感がある刀剣である。

なお、本稿の目的は、両刀の由緒を再検証すること、尾張徳川家を例に

して大名道具の伝来を史料的に明らかにすることだが、もう一つの目的は、この両刀と足利学校打国広の銘文を歴史史料として評価することである。国広による説明的な銘文によって、文献史料では明らかにしない小田原合戦当時の長尾顕長という国衆の動向がある程度判り、天正十八年に刻まれた一連の国広の銘文を検証することにより、小田原北条氏の麾下に属した関東国人衆の去就について、従来とは異なる見解を推測として提示することができた。

すなわち、長尾顕長は小田原合戦当時、小田原城に籠城していなかったことと、長尾家は由良家の一門衆になっていた可能性があること、戦後は兄の由良国繁とともに武家としての命脈を保ったことである。あくまでも銘文という金石文による解釈だが、文献史料が限られる戦国時代史を検証する上で、分析手法の一つにできるのではないかと考える。

註

- (1) 現在は個人蔵。
- (2) 本間順治・佐藤貫一監修『日本刀大鑑 新刀篇一』大塚巧藝社 昭和四十一年五月。
- (3) 綴虚堂セツカ『水晶ノ粉ヲ以テ刀工堀川国広にまつわる認識の変化を追う―綴虚堂セツカ「自費出版」二〇一九年八月。以下、同氏の名を挙げる場合の出版は本書による。
- (4) さよのすけ『山姥切考察本』さよのすけ(Rays)「自費出版」二〇一九年八月。以下、同氏の名を挙げる場合の出版は本書による。
- (5) 福永酔剣編『日本刀大百科事典』雄山閣出版 平成五年十一月。
- (6) 徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄③ 刀剣 刀装具』徳川美術館 平成十年五月。解説は佐藤豊三執筆。
- (7) 1 黒田基樹『敗者の日本史10 小田原合戦と北条氏』吉川弘文館 二〇一三

年十月。

- 2 黒田基樹「館林長尾氏の研究」(黒田基樹著『戎光祥研究叢書4 増補改訂戦国大名と外様国衆』戎光祥出版 二〇一五年四月)。
- 3 黒田基樹『関東戦国史 北条VS上杉55年戦争の真実』KADOKAWA 二〇一七年一月(本書は下記書の改訂版。同氏著『戦国関東の覇権戦争―北条氏VS関東管領・上杉氏55年の戦い』洋泉社 二〇一一年六月)。
- (8) 館林市史編さん委員会編『館林市史 通史編1 館林の原始古代・中世』館林市 平成二十七年三月。
- (9) 財団法人日本美術刀剣保存協会編『國廣大鑑』財団法人日本美術刀剣保存協会 昭和二十九年三月「非売品」。
- (10) 佐藤貫一編『堀川國廣とその弟子』大塚巧藝社 昭和三十七年五月。
- (11) 古河歴史博物館編『堀川國廣とその一門』「堀川國廣とその一門」展実行委員会 平成二十六年三月。
- (12) 註(11)前掲書所収。
- (13) 註(10)前掲書参照。
- (14) 本作長義は徳川美術館什宝台帳、山姥切国広は前掲(11)掲載の数値を引用。本作長義の刃長を「二尺三寸五分ないし六分」としているのは、同刀の鞘書が「二尺三寸六分」と記されていることに対し、徳川美術館什宝台帳では「二尺三寸五分」としていることによるが、誤差の範囲と考える。なお、徳川美術館什宝台帳は、長さを「身長」、元幅を「鑑元幅」、先幅を「横手下幅」、茎長を「中心長」と表記する。
- (15) 註(7)―1前掲書に書き起こし図掲載。ただし、本書では本図を「毛利文書」としているが誤記である。
- (16) 註(7)―1前掲書に書き起こし図掲載。
- (17) 註(7)―1前掲書参照。
- (18) 足利市史編さん委員会編『近代 足利市史 第三巻 史料編 原始・古代 中世 近世』足利市 昭和五十四年一月。
- (19) 『寛政重修諸家譜』卷七十七(『新訂 寛政重修諸家譜』第二 続群書類従完成会 昭和三十九年六月)。

(20) 群馬・長林寺蔵

中村孝也著『新訂 徳川家康文書の研究 中巻』(日本學術振興會 昭和三十四年三月)に「長尾顯長に遺れる書狀」として掲載。

(21) 塙保己一編纂『群書類從 第二十二輯 武家部』 續群書類從完成會 昭和三年十一月。

(22) 芳賀幸四郎「大内問答」(国史大辞典編集委員會編『国史大辞典』第二巻 吉川弘文館 昭和五十七年六月)。

(23) 『寛政重修諸家譜』卷二百九十七(新訂 寛政重修諸家譜 第五 続群書類從完成會 昭和三十九年十一月)。

(24) 徳川美術館蔵。武器古帳一八。

(25) 徳川美術館蔵。武器古帳一三。

(26) 徳川美術館蔵。武器古帳二二。

(27) 佐藤豊三「徳川美術館の刀剣と刀装小道具」(徳川美術館編『新版 徳川美術館蔵品抄』③ 刀剣刀装具』 徳川美術館 平成十年五月)。

並木昌史「徳川美術館の刀剣・刀装具」(徳川美術館編『徳川美術館所蔵刀剣・刀装具』 徳川美術館 平成三十年七月)。

安藤香織「文政年間における刀剣蔵帳の分類・編成について」(徳川美術館編『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』 徳川美術館 平成三十年七月)。

(28) 徳川美術館蔵。武器旧原簿一一二。

(29) 徳川美術館蔵。武器古帳七二二。

(30) 本稿で参照した『享保名物帳』は、徳川美術館所蔵「銘物鑑」(明治三年写本)。

(31) 佐藤豊三「名物刀剣の銘について」(竹内誠・徳川義宣編『金鯢叢書—史学美術史論文集—』第三十一輯 徳川黎明會 平成十六年十二月)。

(32) 徳川美術館蔵(刀剣一五一号)。

(33) 『有章院殿御實紀』卷五(黒坂勝美・國史大系編集會編『徳川實紀』第七篇 吉川弘文館 昭和四十年十月)。

(34) 内田疎天・加島勲著『新刀名作集』 大阪刀劔會 昭和三年十一月。
引用は内田疎天・加島勲著『新刀名作集』(全一卷) 東洋書店 昭和六十三年

一月復刻より。

(35) 令和元年(二〇一九)五月三日及び五月十一日の特別講座で提示した翻訳には、いくつかの間違いがあった。本稿に掲載した翻訳は、さよのすけ氏の指摘に基づいて修正している。

(36) 彦根城博物館所蔵。同博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳』彦根市教育委員會発行として一九九四年三月より順次刊行中。令和元年(二〇一九)現在、全八十冊の内、四十七冊前半までを収載した十五巻まで刊行済み。

(37) 彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳 4』彦根市教育委員會一九九七年三月。

(38) 彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳 5』彦根市教育委員會一九九八年三月。

(39) 彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳 8』彦根市教育委員會二〇〇一年三月。

(40) 寒山佐藤貫一著『寒山刀話』東京堂出版 昭和四十八年六月。

(41) 山本泰一「尾張徳川家の幕末期における什宝(収蔵品)の種類と数量について(一)―絵画・書跡編―」(竹内誠・徳川義宣編『金鯢叢書—史学美術史論文集—』第三十一輯 徳川黎明會 平成十六年十二月)。

山本泰一「尾張徳川家の幕末期における什宝(収蔵品)の種類と数量について(二)―陶磁器・硝子器編―」(竹内誠・徳川義宣編『金鯢叢書—史学美術史論文集—』第三十三輯 徳川黎明會 平成十八年十月)。

(42) 香山里絵「尾張徳川家における世襲財産附属物」(竹内誠・徳川義宣編『金鯢叢書—史学美術史論文集—』第四十五輯 徳川黎明會 平成三十年三月)。

(43) 劍話會編『劍話録下』昭文堂 明治四十五年七月。

(44) 「重要文化財」編集委員會編『解説版 新指定重要文化財 6 工芸品Ⅲ』毎日新聞社 昭和五十七年三月。

(45) 本間順治編著『昭和大名刀図譜 坤』財団法人日本美術刀剣保存協會 昭和五十四年十月。

(46) 刀和会編集『寒山刀剣講座 第一巻 京鍛冶篇』大塚巧藝社 昭和五十五年二月。

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

「刀銘本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討

(47) 講演内容は、杉原祥造「刀剣の話」(芳賀矢一編『日本趣味十種 國學院叢書 第壹編』 文京書院 大正十三年十二月)。

(48) 綴虚堂セツカ氏・さよのすけ氏の指摘による。

(美術館 學藝部部長代理)

金鯨叢書 第四十七輯 [年一回刊行]

——史学美術史論文集——

令和二年三月三十日 編集
令和二年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇

発行者

公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950)〇一二番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一

徳川林政史研究所
電話(3950)〇一二番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七

徳川美術館
電話(935)六二六二番(代)

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町二

印刷所
株式会社 同朋舎
電話(361)九二二番(代)